古代参河国と犬頭糸・白絹

西 宮 秀 **紀**

はじめに

古代の社会において、多くの物品が地方から郡・国を通して〈都城〉に運ばれ、天皇・貴族に供せられ、また官人達の給与や国家運営の財政に運ばれ、天皇・貴族に供せられ、また官人達の給与や国家運営の財政が、特に有名である。その意味で、古代参河国は海のイメージが強いのが、特に有名である。その意味で、古代参河国は海のイメージが強いのが、特に有名である。その意味で、古代参河国は海のイメージが強いのが、特に有名である。その意味で、古代参河国は海のイメージが強いのが、特に有名である。その意味で、古代参河国は海のイメージが強いのが、特に有名である。その意味で、古代参河国は海のイメージが強いのが、特に有名である。その意味で、古代参河国は海のイメージが強いの治が、特に有名である。その意味で、古代参河国は海のイメージが強いのが、特に有名である。その意味で、古代参河国は海のイメージが強いの治の社会において、多くの物品が地方から郡・国を通して〈都城〉

城市史だよりに少し記したこともあるが、枚数の関係で紹介に止まった。風土を明らかにしてくれるであろう。なお、犬頭糸については、以前安極説されてきた犬頭糸・白絹に関する全体像を、明らかにしようとする本稿は、これまで主に愛知県三河地域の市史等に、参河の産物として

として、新たな知見も増えたので、紙面をいただいたこの機会に詳論しその後『新編 安城市史 5 資料編古代・中世』の編集に携わった一人

一 令・『延喜式』と参河国の絹・糸

てみたい。

り、このあと鉄・鍬・塩・魚介類・海藻類などが続く。 養老賦役令1調絹絁条によれば、「凡調絹絁糸綿布、並随」郷土所出」。 養老賦役令1調絹絁条によれば、「凡調絹絁糸綿布、並随」郷土所出」。 大尺五寸、八丁成」匹。〈長五丈二尺、広同」絹絁」。〉糸八両、綿 一斤、布二丈六尺、並二丁成」絢屯端」。〈端長五丈二尺、広二尺四寸。〉 上野四人、並准」正丁一人」(以下、史料内の〈〉は割注等小字を示す) とあり、調としてまず絹・絁・糸・綿・布などの繊維製品が挙がってお り、このあと鉄・鍬・塩・魚介類・海藻類などが続く。

のうちに都に運ばれることになっていた。養老賦役令3調庸物条によれ調は律令税制の基本であり、国司・郡司によって徴収され、一定期限

「朱云、謂,一郡内,也、不¸及,比郡,也」とあり、一郡のうちで合成する 印を押すことになっていた。 は両頭、 とあり、 成、〈為、長、〉不、通、諸郡、、合、成疋端、耳。後定、以、郡合成、而不、足、 同説非也」「穴云、 近条の明法家の解釈は「跡云、仮調皆随」近合成、 絹絁条で見たように、正丁一人の絹・絁は八尺五寸で、六丁ごとに疋と 調は近くの丁分を併せて疋端とするのである。つまり、養老賦役令1調 して、 疋端;者、通;国内;合成也。 及糸綿囊、具注。国郡里戸主姓名月日、、各以、国印、々之」 とあるように、 であり、 から近国・中国・遠国と各国を区分し納入することになっており、 遠国十二月卅日以前納訖。其調糸七月卅日以前輸訖」とあり、八月中旬 ば「凡調庸物、 糸のみは七月卅日以前に納入することになっていた。恐らく糸は原材料 長さ五丈一尺・広さ二尺二寸とするのである。養老賦役令2調皆随 養老賦役令2調皆随近条に「凡調、 郡を単位として行われたこともわかる。それらは、絹・絁・布 他の物より早く納入が義務づけられていたのだと思われる。 糸・綿は嚢に国・郡・里・戸主の姓名・年月日を注し、各国の 每,年八月中旬起輸。近国十月卅日、中国十一月卅日、 問 随、近何。 〈不、依、説之。〉」「(義解)謂、一郡之内也」 答 或云、一国内合成、或云、一郡合 皆随,近合成。絹絁布両頭、 謂。同郡 也。 国内亦 調の そ

部は大蔵省から、さらに諸官庁に配分された。人たちの季禄・位禄等として支給され、食料品の大部分と繊維製品の一以上のモノは都の大蔵省に納められ、布や絹などの繊維製品や鍬は官

さて、以上の調であるが、繊維製品がまず筆頭に挙げられており、繊

されており、特に区別はされていない。

(で)、いわゆる大化改新詔には絹一疋が絁二疋にあたるとあり、それとあり、いわゆる大化改新詔には絹一疋が絁二疋にあたるとあり、それとあり、いわゆる大化改新詔には絹一疋が絁二疋にあたるとあり、それとあり、いわゆる大化改新詔には絹一疋が絁二疋にあたるとあり、それは製品以外は「若輸」雑物」」とあるところから、「調は絹絁糸綿布等の維製品以外は「若輸」雑物」」とあるところから、「調は絹絁糸綿布等の

は糸八両(同令義解説に糸十六両を一絇とするとある)としかないが、両、麁糸七両各為ム絢゚〉」とある。養老賦役令1調絹絁条では、正丁一人糸には上・中・下糸の区分があり、「糸一丁成ム絢、〈上糸四両、 中糸五ところで、『延喜式』(巻二十四主計寮上)2諸国調条によると、調の

ないという表れなのかもしれない。 ちなみに、『延喜式』(巻二十四主計さらに細工分されたことがわかる。ちなみに、『延喜式』(巻二十四主計さらに細工分されたことがわかる。ちなみに、『延喜式』(巻二十四主計さらに細工分されたことがわかる。ちなみに、『延喜式』(巻二十四主計さらに細工分されたことがわかる。ちなみに、『延喜式』(巻二十四主計さらに細工分されたことがわかる。ちなみに、『延喜式』(巻二十四主計さらに細工分されたことがわかる。ちなみに、『延喜式』(巻二十四主計さらに細工分されたことがわかる。ちなみに、『延喜式』(巻二十四主計さらに細工分されたことがわかる。ちなみに、『延喜式』(巻二十四主計さらに細工分されたことがわかる。ちなみに、『延喜式』(巻二十四主計さらに細工分されたことがわかる。ちなみに、『延喜式』(巻二十四主計さらに細工分されたことがある。

味は、 という名称と異なっているのである。 張国からの練糸は二四二絢七両二分と多いのであるが、その他は染め糸(5) 緋糸・縹糸・緑糸各卅絇、;糸廿絇、練糸二百卅二絇七両二分、・・・。 も「犬頭白糸」と記されている。また「自余輪 |白絹 | 」とある。この意 になっていた。同じく、『延喜式』(巻二十四主計寮上)17参河国条にも 賀・越前国のみ中糸であるが、残る四国は上糸国である。勿論、 自余輪|絹・糸・塩|」と比較すると、さらに明解になろう。つまり、尾 「参河国〈行程上十一日、下六日。〉 調、・・・犬頭白糸二千絇、 した養老賦役令3調庸物条と同じく、七月三○日以前に納められること は上糸国とあり、隣の尾張国・遠江国は中糸国であった。これらは先述 さて、『延喜式』(巻二十四主計寮上)5調糸条によれば、このうち伊 同式16尾張国条の「尾張国〈行程上七日、下四日。〉 調、・・・ 「自余輪」 自余輸;白絹,」とも見え、先述した史料と同数量で、 |絹・糸・塩|| とあり、 参河国の「犬頭白糸」「白絹」 〈夏調、 参河国 しか

ところで、『延喜式』(巻十五内蔵寮) 4諸国年料条によると、

絁八百五十疋

調二百疋、〈白一百疋、参河国所」進。〉

〈色一百疋、近江国所」進。〉

七箇国各五十疋、但馬二百疋、播磨一百疋。〉交易六百五十疋、〈遠江・美濃・出雲・因幡・武蔵・上総・上野

糸四千七百七百四十絇

調三千百八十約

白糸二千八百八十絇、〈二千絇参河国所」進。八百八十絇伊勢

国所」進。〉

色糸三百絇、〈伊賀国所」進。〉

の参河国と伊勢国の糸は、内蔵寮に納入されることが決まっていたわけとある。つまり、先ほど見た『延喜式』(巻二十四主計寮上)5調糸条

である。

国に産する特産物を国衙正倉の正税をもって交易、つまり購入して都にして「参河国〈白絹百廿疋、・・・〉」とある。交易雑物とは、本来各次に『延喜式』(巻二十三民部省下)63交易雑物条にも、交易雑物と

十疋とある。したがって、参河国の白絹百廿疋の数は、他の国に比べていて記載されている国のうち、伊賀国ほか一四国が十二疋で讃岐国のみ送るべきものであるが、『延喜式』同条によると、交易雑物の白絹につ

にみて特徴的であったことが知られよう。 (*) 以上の点から、やはり参河国の「犬頭糸・犬頭白糸・白絹」は全国的

一○倍近いことがわかる。

ら庸糸が一○○約送られており、参河国から糸は送られていない。 えない。なお、他に調糸としては尾張国から調糸二○○絢と、遠江国か 残る尾張・遠江国は、先ほどの式文で中糸とあり、伊勢と参河・美濃の 格が異なっていること、また歴史的条件が存したことが指摘されている。 同: 絹絁 : 。 〉 」 (但し『延喜式』では絹の部類に入っている)と丈量の規 賦役令1調絹絁条に「美濃絁、六尺五寸、八丁成」匹。〈長五丈二尺、広 とはないところから、駿河・相模は絁を指すのであろう。残る国は同条 国は先の『延喜式』(巻二十四主計寮上)6調絹絁条には絁とあり、 たとするならば、これまた参河の白絹は特殊な絹であったと言わざるを み上糸であった。伊勢は斎宮の所在する国であり、美濃が特別な絹であっ に絹とあるところから絹であったと思われる。このうち美濃絹は、 勢三百疋・尾張長絹二十疋・参河白絹卅疋・遠江絹一百五十疋・駿河絹 されるが、その内訳の中に絹・絁七○○疋とあり、その内訳として「伊 られてくる調庸と、京庫に請い受ける雑物は寮庫に積み貯え雑用に支配 | 百疋・相模絹五十疋・美濃絹五十疋」とある。このうち、駿河・相模 さて、『延喜式』(巻五神祗斎宮)78調庸雑物条によれば、諸国から送 養老 絹

以上のように、斎宮財政を支えるモノのうち、やはり参河国から三〇以上のように、斎宮財政を支えるモノのうち、やはり参河国から三〇以上のように、斎宮財政を支えるモノのうち、やはり参河国から三〇以上のように、斎宮財政を支えるモノのうち、やはり参河国から三〇以上のように、斎宮財政を支えるモノのうち、やはり参河国から三〇以上のように、斎宮財政を支えるモノのうち、やはり参河国から三〇以上のように、斎宮財政を支えるモノのうち、やはり参河国から三〇以上のように、斎宮財政を支えるモノのうち、やはり参河国から三〇以上のように、斎宮財政を支えるモノのうち、やはり参河国から三〇以上のように、斎宮財政を支えるモノのうち、やはり参河国から三〇以上のように注意したい。

以上、『延喜式』から窺える、参河国の絹と糸についてみてきた。や(大蔵省)に回されていたことがわかる。分で、その他白絹三○疋は斎宮に、交易雑物として白絹一二○疋は都分でがって、整理すると参河国からの糸二○○○約は特に内蔵寮納入

つけた理由は何か、ということが次に問題となろう。ところで、普通に考えれば白糸と呼べば良いわけで、わざわざ犬頭をはり参河国の糸は、特産品といってもよいであろうと思われる。以上、『延喜式』から窺える、参河国の絹と糸についてみてきた。や以上、『延喜式』から窺える、参河国の絹と糸についてみてきた。や

二 『今昔物語集』の犬頭糸説話

犬頭糸に関する重要史料なので掲げてみよう。第十一」は、参河国の犬頭糸に関する伝承説話である。長文ではあるが、第十一世紀前半に成立した『今昔物語集』巻二十六「参川国始犬頭糸語

今昔、参河国□郡ニー人郡司有ケリ。妻ヲ二人持テ、其ニ蚕養ヲ

セサセテ、糸多ク儲ケル。

細ク悲キ事無限。
ヌ。然レバ、妻只一人居タルニ、従者僅ニ二人計ナン有ケル。妻心主不行成ニケレバ、皆不行成ニケレバ、家モ貧ク成テ、人モ無ク成主不行成ニケレバ、大モ冷ガリテ、不寄付成ニケリ。然レバ従者共モ、事無リケレバ、夫モ冷ガリテ、不寄付成ニケリ。然レバ従者共モ、事無リケレバ、夫モ冷ガリテ、不寄付成ニケリ。然レバ従者共モ、

ランニ依、犬ヲ可打殺ニ非ズ。 ランニ依、犬ヲ可打殺ニ非ズ。

モセネバ、竹ノ棹渡シテ渡ノ絡懸。尚其ニモ尽セネバ、桶共二巻ク。
 ヌレバ、亦異籊ヲ取出テ巻取ル。如此クシテニ三百ノ籊ニ巻取ニ尽来レバ、籠ニ巻付ク。其籊ニ多ク巻取ツレバ、亦異籊巻ニ、亦 □□ ポレバ、箍ニ巻付ク。其籊ニ多ク巻取ツレバ、亦異籊巻ニ、亦 □□ ポレバ、 第二巻付ク。其籊ニ多ク巻取ツレバ、 「筋乍ラ、絡々ト長ク出此犬鼻ヲヒタルニ、 鼻ノニツノ穴ヨリ、白キ糸二筋一寸許ニテ指出此犬鼻ヲヒダルニ、 真のと居タレバ、 「蚕一ツヲダニ不養得然テ、犬蚕ヲ食テ呑入テ、向ヒ居タレバ、 「蚕一ツヲダニ不養得

「此ハ仏神ノ、犬ニ成テ助ケ給フ也ケリ」ト思テ、屋ノ後ニ有畠ノ四五千両許巻取テ後、糸ノ畢被絡出ヌレバ、犬倒テ死ス。時ニ妻、

桑ノ木ノ生タル本ニ、犬ヲバ埋ブ。

其犬埋シ桑ノ木ニ、蚕弾無蟹ヲ造テ有。然レバ、亦其ヲ取テ糸ニ
はヲニ、前生ノ報ニ依コソハ、夫妻ノ間モ返合ヒ、糸モ出来
ト云糸ヲバ彼国ヨリ奉ル也ケリ。其郡司ガ孫ナム伝ヘテ、今其糸奉ト云糸ヲバ彼国ヨリ奉ル也ケリ。其郡司ガ孫ナム伝ヘテ、今其糸奉・云糸ヲバ彼国ヨリ奉ル也ケリ。其郡司ガ孫ナム伝ヘテ、今其糸奉・大シ、本ノ妻ノ御服ノ料ニ出来タリ、トナン人語リ伝ヘタル。亦今ノ妻ノ、本ノ妻ノ蚕ヲバ構テ殺タル、ト語ル人モ有、慥ニ知ズ。本ノ妻ノ、本ノ妻ノ蚕ヲバ構テ殺タル、ト語ル人モ有、慥ニ知ズ。本ノ妻ノ、本ノ妻ノ和に、五弾無蟹ヲ造テ有。然レバ、亦其ヲ取テ糸ニ
ケン、ト語リ伝へタルトヤ。

『今昔物語集』は周知のように説話集であるが、その出所は大きく二

く行われていた口語りである。(ミッ)のに分けられ、その一は本集に先行する何らかの書物、その二は当時広

が、・・・本話を「花咲爺」の祖型視するのは当たるまい。犬を埋めた本妻に福をもたらしているプロットは、昔話「花咲爺」などに類似するが一般的なものである。また、「蚕霊が犬から桑へと寄宿体を転じつつが、税納された犬頭糸に附随して都に伝わったのであろう」という解釈が、・・・本話の典拠はよくわかっていないため、「もと土着の説話だったもの本話の典拠はよくわかっていないため、「もと土着の説話だったもの

馬頭娘説話やオシラ祭文などに説くところと似ている」ことが、すでに之之余、『神女伝』蚕女の条にも所収)や、その系譜につながる一連の『太古蚕馬記』(「捜神記」巻一四、『法苑珠林』巻八十園菓篇第七十二桑の木に繭が発生したとする所伝は、犬と馬の相違はあるが、張儼撰の

そこで、『太古蚕馬記』の構成をみてみよう。

指摘されている。

- I 父親が出征し、娘が一人残っていた。
- Ⅱ 娘は父親が恋しくなり、馬に父親を連れて帰ったら嫁になると言

う。

Ⅲ 馬は父親を連れて帰り、父親はその約束を知り、その馬を射殺し

皮を剥いで庭に干した。

- Ⅳ 娘が馬皮に、人間を嫁に欲しがったため殺されて皮にされたのは
- 数日後、庭の大木に娘と馬の支が発見されたが、蚕と化して糸を当然と言ったため、馬の皮は娘を包み込み飛びさった。
- 吐いていた。 吐いていた。 数日後、庭の大木に娘と馬の皮が発見されたが、蚕と化して糸を

- ▼ それから百姓は競ってこの品種を育て、今の世に飼っている蚕が▼ そこで、その樹を桑と名付けた。桑は喪の意味である。
- IX 桑蚕と呼ぶのは、伝説の蚕の名残をとどめているのである。

その品種である。

X 『天官』『蚕書』『周礼』、漢代の礼制などを引き、蚕神は「菀窳X

呼び方なのである。

あろう。 あろう。 まり蚕は別名竜精と呼ばれるように、馬と同じ気から発生したと気、つまり蚕は別名竜精と呼ばれるように、馬と同じ気から発生したと気で馬・(娘)の死と蚕による再生等がモチーフである。蚕と馬が同じのび馬・(娘)のように、『太古蚕馬記』では娘と馬の異婚や桑木と蚕との関係、

一方、『今昔物語集』の方は、どのような構成であろうか。

- 参河国□郡の郡司が妻を二人もち、蚕を飼わせていた。
- 本妻のところの蚕が皆死に、夫が冷淡になった。
- 偶々一匹の蚕が桑の葉にとまっており、大事に飼っていた。

3 2

- 4 飼っていた白犬がその蚕を食べ、鼻から糸が出てきた。
- 四五千両ほど巻き取ったら犬は死んだので、桑の木の根元に埋め

5

た。

夫の郡司が立ち寄り、雪のように白いたくさんの糸の話を本妻か

6

仏神の助けと悟り、この妻と暮らすようになった。

7 犬を埋めた桑の木に蚕が隙間なく繭を作り、糸にすると素晴らし かった。

8 郡司はその次第を国司□に語り、 国司は朝廷に言上した。

9 それ以後、犬頭という糸をこの国から献上することになった。

10 その郡司の子孫が受け継ぎ、糸を献上する家として続いている。

11 この糸は蔵人所に納められ、 天皇の御召物として織られることに

なっている。

12 いる。 天皇の御召物の材料として、この糸は現れたと人々は語り伝えて

14 前世の因縁で、夫婦仲も戻り糸も出てきたのであろう、と語り

新しい妻が、本妻の蚕を計画的に殺した、と語る人もいる。

伝えている。

13

死んだ白犬を埋めた桑木の蚕から素晴らしい糸がとれたこと、が基本と の材料になったこと、また仏教説話としての仏神の助けによること、な してあり、それに郡司→国司→朝廷という献上ルートで天皇のお召し物 日本の説話では、両妻の争いを背景に大事にされた蚕が報恩すること、

として馬 確かに、 中国古代の説話と『今昔物語集』の説話を比較すれば、 (娘)或いは白犬の死と上質の蚕の再生、という共通項がみ 話根

ど多くの要素が絡まり複雑になっている。

しかし、一方で日本の記・紀神話にみられる、オオゲツヒメ神話と類

い関係があるのであろう。

白犬の白は、さらに犬頭糸が雪のように白い

られる。

うな設定にいかほどの意味があるのであろうか。 書き改めたと単純にみるわけにはいかないと思われる。 似する点もみられ 、直接中国の説話を下敷きにし、 白犬の鼻から糸が出るなど、いかにも荒唐無稽そうに見えるが、このよ フの犬頭糸は架空の糸ではなく、日本古代の参河国□郡の犬頭糸である。 日本の説話として 何よりもモチー

が糸をつむいでいたため、本説話のモチーフとして選ばれたのであろう。 しかも白犬は、 ニヤ」と伝えている。 を紡いで、狗は家の中の竈の前におり、この白狗は「神ナドニテ有ケル リ。苧ト云フ物を績テ、狗ノ傍ニ居タリ」と表現されており、女性が糸 りの話である。異郷説話であり、人獣婚姻譚であり、中国の「瀟湘録」 説話の中心を犬に改変せざるをえないほど、この物語では、白犬が重要 物語集』の白狗は「其ノ時ニ、狗此ヲ聞知リ顔ニテ、入テ竈ノ前ニ臥セ に犬が居着いていた。巻三十一の北山狗人為妻語第十五は京の北山あた 犬の登場する説話は十三話あり、犬は猟犬として飼われており、また家 であり、ひいては犬頭糸の貢納という重要なモチーフがあるからである。 な相違点であり、犬頭糸の名称にもなっている。なぜ馬頭糸とならなかっ (広百川学海第七冊)に犬が女性と夫婦になる話がある。しかし、『今昔(② たのであろうか。ここに中国と日本の国情の差が垣間みられると思う。 そこで、白犬について少しみてみよう。『今昔物語集』の本朝部には 『今昔物語集』では、中国説話の馬が白犬となっているところが大き 白色の動物が霊妙な力をもつと考えられていたことと深 つまり、当時犬は家の中でも飼われており、女性

白犬が象徴化されて登場するのであろう。来と思われる。要するに、白い光沢のある糸を吐き出す蚕の化身として、白犬が日本の説話に登場するのであり、それが犬頭糸の犬頭となった由は馬だけでなく白犬の頭とも似ていると思われる。以上のような理由で、光沢をもっていたこととも、懸けられているのであろう。また、蚕の頭

三 『今昔物語集』(巻二十六第十一) の□郡と犬頭神社

ろうか。 服料となったという点である。本説話の□郡とは、何郡にあたるのであ 紡いだ糸が、郡司家世襲の特産品として、蔵人所に貢納され、天皇の御 次に取り上げたいのは、参河国□郡の女性(本妻)が飼っていた蚕の

- この説話の冒頭の郡名は残念ながら欠字になっており、
- A 碧海郡説(小学館新編日本古典文学全集本、小学館日本古典文

学全集、岩波書店日本古典文学全集)

B 宝飯郡説(岩波書店新日本古典文学大系本)

この犬頭神社にまつわる伝承を、古い順に掲げてみよう。

が出されている。 (窓) C 碧海郡或いは宝飯郡説(『新潮日本古典集成 本朝世俗部二』)

『和漢三才図絵』には上和田森崎とする」と注釈している。この犬頭神社で、本話は犬頭糸縁起であると同時に犬頭明神の縁起譚でもあったか。「従四位上犬頭明神 坐碧海郡」と見えるのは、犬頭糸とゆかり深い神全集もほぼ同文)の注釈には「三河国内神名帳、明神二十二所の一所にまず、A(小学館本新編日本古典文学全集本。小学館本日本古典文学

る。

「正四位下 糟目明神と犬頭明神は別の神社と認識されていたことが知られた、猿投神社蔵『三河国内神明名帳』(慶安二年〈一六四九〉書写)にはた、猿投神社蔵『三河国内神明名帳』(慶安二年〈一六四九〉書写)にはは碧海郡の糟目神社が、後述する関係神社としてみえるだけである。まはは、『延喜式』(巻九神祇神名上)15参河国条にみえておらず、それに社は、『延喜式』(巻九神祇神名上)50参河国条にみえておらず、それに

此を聞いて感嘆し、知行地を賜い、これが宇津氏大久保一族の先祖とあ犬の忠情を感じ、頭尾を両和田村に埋め祠を立て祭ったという。家康が茂が猟をしに山に入った時、従っていた白犬が、一樹の下で俄に睡魔に蔑が猟をしに山に入った時、従っていた白犬が、一樹の下で俄に睡魔に襲われた忠茂の熟睡を妨げたため、刀で犬の頸を切ったところ、頭が樹襲われた忠茂の熟睡を妨げたため、刀で犬の頸を切ったところ、頭が樹まず、『和漢三才図絵』は正徳三年(一七一三)寺島良安が編集したまず、『和漢三才図絵』は正徳三年(一七一三)寺島良安が編集した

一方、Bの説の注釈には論拠が示されていないが、あえて推測すれば

承としては次の二つがある (*) 大頭神社とは、現在千両町にある神社である。こちらの犬頭神社の伝豊川市千両の犬頭神社を想定されてのことではないか、と思われる。

可考 祀ル アリ IJ 頭大明神へ参詣テ其村人ニ問聞ケルニ 古老ノイヒ伝へニ 昔アル ノ木ト村人ニトヘルニ知ル人ナシ「モシ桑ノ木ニテハナキカ メタル処也トイヒ伝フトイヘリ 又社内ニ大木アリテ朽果タリ ト書テ其犬ノ尾ヲ埋メタル処 又六角ハ犬ノ頭ニ六角ノ如キモノア 人来テ此村ヲ開発ス 其人犬ヲ連来レリ 予天保五年二月廿八日 「三河国古蹟考」(羽田野栄木、弘化年間〈一八四四~八〉 ソヲ埋メシ処也 又今近処ニ足山田村トイフアリ ソハ足ヲ埋 又此村ノ出郷ニ大崎六角トイヘルニ村アリ 大崎ハ旧ク尾崎 故ニ千両ト号 其犬死テ埋メタル処ニ社ヲ建テ犬頭大明神ト 宝飯郡兎渡庄千草郷下千両村ヲ尋テー犬 其犬金ヲ糞ス 年々千両 ヨク

B 「宝飯郡千両村旧跡表」(島田広澄、一八九一年)

内儀見付大気ニ立腹シテ 此畜生メ是迄永々安楽ニ暮せし恩も弁郡司といふ者有 此人ハ一郡ヲ納る当時之郡長也 去ニよって郡司郡司といふ者有 此人ハ一郡ヲ納る当時之郡長也 去ニよって郡司郡司といふ者有 此人ハ一郡ヲ納る当時之郡長也 去ニよって郡司郡は人皇三拾五代、舒明天皇ノ時代ニ当リ 怪名者詳ならざれ共頃は人皇三拾五代、舒明天皇ノ時代ニ当リ マ

Aは天保五年(一八三四)に、犬頭大明神へ参詣したときの古老の話 糸ヲ吐 らんと見連バ たるよし ハ字糸宅トいふ所ニ有ト聞ク 五拾年以前迄ハ其石 字千ン両トいふ畑有 ただ毛のならずと犬の頭ヲ勧上なし犬頭神社ト祭リ今村社氏神也・・・・ せヲレト追出されて へず大切の虫ヲ盗食 是ハ犬頭社ノ裏手ノ畑也 当郡足山田村ニテはたニ織、其絹ヲ天照皇大神宮の御廉ニ献シ 犬ハ其儘死失たり 斯共知らず内儀ハ 犬ハいかが致しつ 其絹千両ノ価ハ阿るゆヘニ村名ヲ千両ト付タルト聞伝 口ョリ糸ヲ吐死デ居ルゆへ大気ニ驚き 骸ハ此処ニ埋メ上ヱふた大石ヲ置たるよし 畜生メ我家ニ者片時モ置レヌ 犬ハ是非なく打志保レ門外へ出行キ 畑中ニ有ト聞 犬の吐たる糸ハ当郡東上村ニテわくヲ 犬が糸ヲ吐たる所ゆへ字糸宅トいふ 今ハ埋レテ見へず 何レへ成共う 畜生ながら 郡司屋敷 口ョリ

〇 舒明天皇の時代。

ある)。

その犬が、死んだところに社を建て、犬頭大明神として祀ったという。である。犬が金を糞し、年々千両となったので千両と号した話である。

の構成内容〈六〜七頁参照〉との話根の、おおよその対応を示すもので

一方、Bは次のような内容である(なお、○内の数字は『今昔物語集』

① 郡司の妻は、南設楽郡の山家の金満家の娘であったが、養蚕を楽

しむ。

① 寵愛の犬が、その虫を残らず食べてしまった。③ ある年に、珍しく大きな虫が生まれ、大切にしていた。

⑤ 内儀は立腹し、犬を追い出すが、犬は出ていき口から糸を吐いて

死んだ。

- 内儀は、それを見て大いに驚き、犬の頭を勧請し犬頭神社として
- 畑の中にあると聞いたが、今埋もれて見えない。 千両という畑に、死骸を埋め、大石を置いた。五十年以前までは
- ⑪ 郡司屋敷は、字糸宅(いとげ)というところにあり、犬が糸を吐
- 照大神皇大神宮の御廉(御簾カー西宮注)に献上した。⑨⑪犬の吐いた糸は、東上村でわくを繰り、足山田村で機織りし、天
- その絹は、千両の価値があるので村名を千両と付けた、と聞き伝

「宝飯郡千両村旧跡表」を書いた島田広澄は、「参河国名所図絵」(夏田可敬編、弘化元年〈一八四四〉~ 嘉永四年〈一八五一〉)に「犬頭の糸の事、諸書に挙ると雖も未た其産所を詳にせず、蓋し当村より献りしたすられている点注意しなければならない。千両という地名は、漢字のさせられている点注意しなければならない。千両という地名は、漢字のもつ千両という価値とされており、大が虫を食べ糸を吐き死ぬ話根は同じさせられている点注意しなければならない。千両という地名は、漢字のもつ千両という価値とされており、チギリという地名と関連付けられてもつ千両という価値とされており、チギリという地名と関連付けられてもの千両という価値とされており、チギリという地名と関連付けられてもの千両という価値とされており、チギリという地名と関連付けられてもの千両という価値とされており、チギリという地名と関連付けられてもの千両という価値とされており、チギリという地名と関連付けられてもの千両という価値とされており、チギリという地名と関連付けられているが、大頭の名は、大頭の大頭を対している。

六一年)六月十五日の上千両神社棟札銘が最古のものである。

の棟札が存する位である。明神 上下千両 天文拾六年卯月十七日」という天文十六年(一五四七)明神 上下千両 天文拾六年卯月十七日」という天文十六年(一五四七)さて、問題となるこちらの犬頭神社の由来であるが、「奉造立犬頭大

宅という地名・字名は気になる存在である。

宅という地名・字名は気になる存在である。

完合昔物語集』巻二十九第三十二、と言うより『三国伝記』の系統の可に、一方、は『今昔物語集』巻二六第十一話、犬頭神社(岡崎市)は、『今昔物語集』巻二六第十一話、犬頭神社(岡崎市)は、『今昔物語集』巻二十二、と言うより『三国伝記』の系統の可に、一方、は『今昔物語集』巻二十九第三十二、と言うより『三国伝記』の系統の可以上、両犬頭神社関係の歴史・伝承について従来の説・資料を検討し以上、両犬頭神社関係の歴史・伝承について従来の説・資料を検討し

公中社名は碧海郡のみであり、宝飯郡の神社名を書き上げてある中に犬伝説に由来しているということになる。しかしながら、それがいつまでが、当初の犬頭伝承が忘れ去られた後、義犬伝承と異なってはいるが、当初の犬頭伝承が忘れ去られた後、義犬伝承に改められたことも考えられる。つまり、両犬頭神社の由来伝承から承に改められたことも考えられる。つまり、両犬頭神社の由来伝承からの世ものがあれたことも考えられる。つまり、両犬頭神社の由来伝承からの世ものがあり、半世紀中頃書写のでは、ということになろう。ただ、十七世紀中頃書写のでは、ということになろう。ただ、十七世紀中頃書写のに説として有効でないということになる。しかしながら、それがいつまでの神社名は碧海郡のみであり、宝飯郡の神社名を書き上げてある中に犬の神社名は碧海郡のみであり、宝飯郡の神社名を書き上げてある中に犬の神社名は碧海郡のみであり、宝飯郡の神社名を書き上げてある中に犬の神社名は碧海郡のみであり、宝飯郡の神社名を書き上げてある中に犬の神社名は碧海郡のみであり、宝飯郡の神社名を書き上げてある中に犬の神社名は碧海郡のみであり、宝飯郡の神社名を書き上げてある中に犬の神社名は碧海郡のみであり、宝飯郡の神社名を書き上げてある中に犬の神社名を書き上げてある中に犬の神社名は書き上げてある中に犬の大田では、またいのでは、またいいのでは、またいいのでは、またいいのでは、またいでは、またいのでは、またいでは、またいのでは、またいでは、またいでは、またいのでは、またいのでは、またいのでは、またいのでは、またいでは、またいでは、またいのでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいのでは、またいのでは、またいでは、

名であったことは確かである。 名であったことは確かである。 名であったことは確かである。 名であったことは確かである。 君であったことは確かである。 神社には白鳳寺と称す神宮寺が存在した が、修正会結願の国内神名帳を唱神事は、慶安二年(一六四九)以前から行われてきたことは確実である。なお、熱田神宮寺の修正会は、貞治 三年(一三六四)に国内神名帳(如法院本)を奉唱していたことが明ら かであるので、猿投神社の神名帳奉唱神事も右年次よりさらに古く遡る の奉唱神事が行われたころ、碧海郡の犬頭神社の方が犬頭神社として有 名であったことは確かである。

四『今昔物語集』の蔵人所と平安時代参河国の絹・糸

は、糸を貢進する規定であったと思われる。先述したように、それよりの御服となった伝承で、これはいわゆる天皇の御服料にかかわる話である。参河国れるのか否か、ここで天皇の御服料と蔵人所の制度を振り返りたい。十世紀中頃の成立と言われている『九条年中行事』(藤原師輔著)には、御服料国として「伊勢〈白絹〉・参河・近江・美濃・備前・阿波」が挙げられており、「右六ケ国絹綾帛糸等」を進める国とある。参河国が挙げられており、「右六ケ国絹綾帛糸等」を進める国とある。参河国が挙げられており、「右六ケ国絹綾帛糸等」を進める国とある。参河国が挙げられており、「右六ケ国絹綾帛糸等」を進める国とある。参河国が挙げられており、「右六ケ国絹綾帛糸等」を進める国とある。参河国が挙げられており、「右六ケ国絹綾帛糸等」を進める国とある。参河国が挙げられており、「右六ケ国絹綾帛糸等」を進める国とある。参河国が挙げられており、「右六ケ国絹綾帛糸等」を進める国とある。参河国が挙げられており、「右六ケ国絹綾帛糸等」を進める国とある。参河国の御服となった。

河国と伊勢国の糸は内蔵寮に納入されることが決まっていた。以前に成立した『延喜式』(巻十五内蔵寮)54 諸国年料条によると、参

直接内蔵寮に貢進される制度は当時なかったと推測される。 直接内蔵寮に貢進される制度は当時なかったと推測される。 直接内蔵寮に貢進される制度は当時なかったと推測される。 直接内蔵寮に貢進される制度は当時なかったと推測される。 直接内蔵寮に貢進される制度は当時なかったと推測される。 で貯え分を出し用いるとある。内蔵は養老令では中務省の被管で、『日大蔵出給条によると、内蔵には一年間の物を大蔵から分けて入れ、月極大蔵出給条によると、内蔵には一年間の物を大蔵から分けて入れ、月極で貯え分を出し用いるとある。内蔵は養老令では中務省の被管で、『日大蔵出給条によると、内蔵には一年間の物を大蔵から分けて入れ、月極で貯え分を出し用いるとある。内蔵は重要ならく飛鳥浄御原令で規定された官職と推定される。 下記』持統天皇七年(六九三)四月辛巳条に「内蔵寮允」がみえ、恐本書紀』持統天皇七年(六九三)四月辛巳条に「内蔵寮允」がみえ、恐本書紀』持統天皇七年(六九三)四月辛巳条に「内蔵寮允」がみえ、恐本書紀』持統天皇七年(六九三)四月辛巳条に「内蔵寮允」がみる。養老倉庫令は蔵条によると、頭の職業の関係について少しみておきたい。職員令7内をおきた。

られ、『蔵人所承和例』の存在を重視すべきであると言われている。 で作物所・校書殿などの既存の所々に対して召仰をおこなっていたとみ で作物所・校書殿などの令制官司、内匠寮・掃部寮などの令外諸司、及 で作物所・校書殿などの令制官司、内匠寮・掃部寮などの令外諸司、及 で作物所・校書殿などの令制官司、内匠寮・掃部寮などの令外諸司、及 で作物所・校書殿などの令制官司、内匠寮・掃部寮などの令外諸司、及 で作物所・校書殿などの令制官司、内匠寮・掃部寮などの令外諸司、及 で作物所・校書殿などのの制官司、内匠寮・掃部寮などの令外諸司、及 で作物所・校書殿などのの制官司、内匠寮・掃部寮などの令外諸司、及 で作物所・校書殿などの既存の所々に対して召仰をおこなっていたとみ で、蔵人所であるが弘仁元年(八一〇)に成立し、寛平・延喜年間

はないと思われるが、果たして『今昔物語集』のような状況は何時から

先ほどの『今昔物語集』の注釈のように誤伝と考える必要

絹・糸の関係史料をまとめたのが、次頁の表である。みたい。平安時代(後述の都合上、奈良時代も含む)における参河国とているので、平安時代の参河国と糸・絹の貢進状況を、改めて検討して始まったのであろうか。『今昔物語集』は十二世紀前半の成立と言われ

人所召物がある。 人によれば、 とになっていた。 といし、 といし、 とになっていた。 といし、 と

『権記』長保元年(九九九)九月六日記事によると、御壁代等料として、参河国等かいる。翌年十月七日にも、中宮藤原定子の御産雑事として、参河国等から絹十疋を貢進させている。これは臨時の蔵人所召物の成立の初見史料ら絹十疋が蔵人所召物はこれ以前の九七〇~八〇年頃に成立したと推測されてで、蔵人所が参河国等に絹の貢進を命じる蔵人所御牒を出して、参河国から絹十疋が蔵人所牒で召されている(『権記』)。

事であり注目したい。 ・ でいる。この記事が、『延喜式』以外の史料にみえる、犬頭糸の初見記でいる。この記事が、『延喜式』以外の史料にみえる、犬頭糸の初見記「丹波糸百絢」と並んでみえ、納殿預(蔵人所雑色)の高階成章が奉っ日記事に、皇太后藤原彰子に奉られた年物の中に「犬頭糸五十絢」が日記事で、皇太后藤原彰子に奉られた年物の中に「犬頭糸五十絢」が日記事であり注目したい。

表 参河国の(犬頭)糸と絹史料一覧

No.	年 月 日	西暦	事 項	出 典
1	和銅 5 ・ 7 ・壬午(15)	712	 綾・錦を織らす※1	 続日本紀
2	天平宝字 2 ・ 9 ・ 8	758	 色絁	正倉院文書
3	4・末ヵ	760	 白絁	"
4	延暦 15・11・乙未(8)	796	養(蚕ヵ)	日本後紀
5	延長 5	927	白糸・犬頭糸・犬頭白糸 2000絇(調)	延喜式 ※ 2
			白絹 120疋(交易雑物)	
			白絹 30疋(斎宮)	
			白絹(調、自余)	
			白絁(内蔵寮、調)	
6	天徳 4	960	御服料(糸・絹ヵ)	九条年中行事※2
7	天禄 2 ・ 7 ・19	971	絹 60疋	別聚符宣抄
8	天元 5	982	絹	西宮記 ※3
9	長保元・7・6	999	絹 10疋	権記
10	2 • 10 • 7	1000	絹 10疋	"
11	長和5・7・10	1016	大頭糸 50約	御堂関白記
12	万寿元・12・1	1024	桑糸 50疋	小右記
13	長元4・1・1	1031	糸 10約	"
14	9 • 6 • 14	1036	絹 10疋	範国記
15	7 • 7	1036	犬頭糸解文	"
16	永保元・10・29	1081	糸 180絢	水左記
17	2 • 6 • 16	1082	精好絹 11疋、糸10絇	江家次第
18	寛治 4・12・25	1090	絹野※1	後二条師通記
19	嘉承元・11・9	1106	(絹ヵ) 8丈5尺、糸10勾	中右記
20	2 • 8 • 23	1107	絹 2500 疋	"
21	3 • 7 • 19	1108	(参川)長絹	"
22	天永 2	1111	参河糸	江家次第 ※4
23	応保元・12・15	1161	犬頭糸	山槐記
24	仁安3・7・6	1168	犬頭糸 400絇(碧海荘 60絇)	兵範記
25	7 • 7	1169	御服犬頭糸	"
				1

注

- ※1 糸・絹を直接示さないが参考資料として掲げる。
- ※2 年紀は藤原忠平らの奏進年に収めてある。
- ※3 年紀不明記事のため、編者源高明の没年に収めてある。
- ※4 年紀不明記事のため、編者大江国房の没年に収めてある。

り絹糸・絹織物が特産品であったことを示していよう。守が都の貴族に贈る「志」が桑糸と綾で、綾は絹織物であるから、やはこ河守大江定経」が「桑糸五十疋・織物綾褂等」を藤原実資に「志」と三河守大江定経」が「桑糸五十疋・織物綾褂等」を藤原実資に「志」とまた、『小右記』万寿元年(一○二四)十二月一日記事によれば、「

同じく『小右記』長元四年(一〇三一)正月一日記事には、参河守藤 原保相が糸十約を進めている。また、『範国記』長元九年(一〇三六) (巻二十四主計寮上)5調糸条によれば全て絹を輸す国であった。「急速公用」の召しの絹として参河国が選ばれているが、その内訳は「美濃・尾張・参河・但馬・丹波・阿波」各十疋であった。『延喜式』を美濃・参河・但馬・阿波は先述した上糸を、残る二国は中糸を輸す国であった。「急速公用」の召しの絹として参河国が選ばれているのである。そして同年七月七日(『範国記』)、参河国司から送られてきた犬頭ある。そして同年七月七日(『範国記』)、参河国司から送られてきた犬頭をが解する。そして同年七月七日(『範国記』)、参河国司から送られてきた犬頭をが高いている。

『範国記』長元九年(一〇三六)六月十四日記事にみえる国名と、阿波美濃・丹波・但馬などと比べ特に多いというわけではないが、先述した合二百十約、〉参河〈百八十約、〉、美濃〈二百廿約、〉、丹波〈百八十の信報・ として「糸綿支配」の国々が定められたが、「糸千絇。尾張の信物として「糸綿支配」の国々が定められたが、「糸千絇。尾張のに物として「糸綿支配」の国々が定められたが、「糸千絇。尾張のに物として「糸綿支配」の国々が定められたが、「糸千絇。尾張のに対している。

を除き一致していることから、これらの国々は当時の代表的な糸産出国

とみなせるであろう。

う。 濃・阿波と並んで記されている理由も、上記してきたことと同様であろ によると、後三条天皇の御願寺であった円宗寺最勝会に貢進するモノの とあり、参河国として「精好絹十一疋」「糸十絢」が挙がっている。美 リストに、「精好ノ絹卅一疋 〈阿波〉 永保二年(一〇八二)六月十六日の永宣旨 ・・・糸卅四約 十約 十一疋 〈参河〉 〈参河〉 十四約 (『江家次第』巻三十二) 〈美濃〉十絇〈阿波〉」 十二疋〈美濃〉 八疋

すのか不明であるが、約四十年後の『夫木和歌抄』に名は不明であるが、絹産地と関係する地名であろう。具体的にどこを指国絹野」が藤原師通と藤原師実の間で問題となっている。絹野という地『後二条師通記』の寛治四年(一〇九〇)十二月二十五日に、「参河

為忠朝臣三河国名所歌合 藤野村

れたものと思われる。 紫の糸くりかくと見えつるは藤野の村の花ざかりかも 紫の糸くりかくと見えつるは藤野の村の花ざかりかも 北たものと思われる。「糸くりかくと」は繭から 森野の藤と紫はかけられていると思われる。「糸くりかくと」は繭から ない。 ないで藤原宗国が詠んだ歌である。 とあり、これは三河守藤原為忠主催の歌合で藤原宗国が詠んだ歌である。

祭使の「諸国所課」として五十七国等と物品が記されているが、「参河、一二世紀に入り、嘉承元年(一一〇六)十一月九日条によれば、春日

た可能性が高い。 納殿の糸とともにみえる。この納殿の糸も、参河国の「犬頭糸」であっ 糸并参川守隆頼所、進長絹等」とあり、三河守藤原隆頼の献上の長絹が 分かち送られたが、その法服について「件法服本院調」之、本在」納殿 九日記事によれば、堀河天皇の一周忌が営まれ「法服」が七僧のもとに 五○○疋という量の多さは他にみえないものである。また、翌年七月十 加賀守としての主要な献上物であったわけではない。さらに参河守の二 ることからすれば、隆頼の献上絹は私的なものと考えてよかろう。つま 記』)。また、同二年(一一〇七)八月二十三日堀河天皇の法事のさい、 は他に「尾張〈八丈五疋、糸十勾〉」が挙がっているだけである(『中右 しかも加賀守は、他に綿一五○○両・米三○○石を献上しており、絹が 参河守藤原隆頼が「非時」として絹二五○○疋を献上している(『中右 〈八丈五疋、糸十勾、伊通 参河守という職権を使用して集積した絹を献上したと考えられる。 この時、加賀守の藤原敦兼も「国絹二〇〇疋」などを献上してい 〔右衛門督、送之〕〉」とあり、糸に関して

事によれば、内裏の納殿の「犬頭糸」が無くなったことを納殿蔵人の藤巻二に、卯杖の儀式に使用する卯槌の料糸として、十両二分は三年に一度参河の糸を請うとあるが「白」とあり、七両二分の丹波の糸と区別さ度を河白糸が収められており、儀式等に提供されていたことがわかる。また、一二世紀中頃の応保元年(一一六一)十二月十五日の『山槐記』記を河白糸が収められており、儀式等に提供されていた『江家次第』を二に、卯杖の儀式に使用する卯槌の料糸として、十両二分は三年に一を三に、卯杖の儀式に使用する卯槌の料糸として、十両二分は三年に一を三に、卯杖の条

となっていたことがわかる。請言也」とあり、節会等の御装束に納殿の犬頭糸が欠くべからざるものはたのか不明であるが、「正□□日節会以後御装束無言其用途言、仍所言申したのか不明であるが、「正□□日節会以後御装束無言其用途言、仍所言申したのか不明であるが、「正□□日節会以後御装束無言其用途言、仍所言申したのか不明であるが、「正□□日節会以後御表を補充原頼保が申上してきたので、五位蔵人に仰せつけられるべきとある。結

さて、仁安三年(一一六八)七月六日の『兵範記』によれば、蔵人平信広が犬頭糸の解文を二通申上してきたので、平信範が後白河院と皇太后藤原呈子に報告している。これによると参河国衙から四○○勾(総数后藤原呈子に報告している。これによると参河国衙から四○○勾(総数たとある。すなわち、近年以前国衙から四○○勾=二○○○両となり、十二として調進されていたことがわかる。また、『延喜式』では犬頭糸二○○約とあり、上糸は一約=四両であるから、八○○両となり、十二として調進されていたことがわかる。また、『延喜式』では犬頭糸二○○約とあり、上糸は一約=四両であるから、八○○両となり、十二世紀段階ではその二十五パーセントに落ち込んでいることがわかる。これは恐らく国司独自の収奪が増えたためであろう。

れ、それを乞巧奠の儀式に転用していたことが知られる。例の如しとあり(『兵範記』)、桂芳坊の納殿には御服の犬頭糸が保管さまた、翌七日には桂芳坊において、御服の犬頭糸を織女に借りたのは

長和五年には蔵人所の納殿預高階成章が、皇太后に年物を奉っているが、後半から、蔵人所が召物牒を諸国に出して割り当てていることがわかる。以上、参河国と絹・糸をめぐる平安時代の記事等をみてきた。十世紀

頭糸という名称はみえていない。 可能性があると思われるし、後述するように奈良時代史料には、まだ犬 以前に遡るとすれば、『日本霊異記』や『風土記』逸文などとして残る が後に『今昔物語集』の編者の耳に入ったものと思われる。もし、それ 遅くともその召物に絡んで犬頭糸納入が行われていた可能性があろう。 蔵人所の成立後、近年の研究では承和の頃から召し仰せを行っており、⑱ 『今昔物語集』の蔵人所は誤伝とは言えないであろう。恐らく九世紀頃 かけて、内蔵寮を実質的に支配していったと言われている。したがって、 に、蔵人所が寛平・延喜年間を中心とした九世紀末から一○世紀初頭に 天皇の御服料も関与していたとみてよいであろう。さらに先述したよう れていたわけで、内蔵寮に入るべき糸も蔵人が差配していたとすれば、 五○○疋を献上している。つまり、蔵人所の召物の形で絹や糸が徴収さ 除くと、 その中に犬頭糸五〇絢があり、これが『延喜式』文(延長五年完成)を また、参河国の犬頭糸の説話も平安京へ伝来したものと推測され、それ 犬頭糸の名称の初見である。また嘉祥二年には、 参河守が絹二

ているところから、犬頭糸が碧海郡からも調進されていたことは明らか糸が一括調進されている。ここでは全部で四○○勾という単位であり、そが詳しく書かれている。ここでは全部で四○○勾という単位であり、そが詳しく書かれている。ここでは全部で四○○勾という単位であり、そが詳しく書かれている。ここでは全部で四○○勾という単位であり、そが詳しく書かれている。ここでは全部で四○○勾という単位であり、そが詳しく書が記載されているところから、犬頭糸が碧海郡からも調進されていたことは明らか糸が一括調進されていたことは明らか糸が一括調進されていたことは明らか糸が一括調進されていたことは明らか糸が一括調進されていたことは明らか糸が一括調進されていたことは明らか糸が計しているとは明らか糸が一括調進されていたことは明らか糸が一括調進されていたことは明らか糸が一括調進されていたことは明らか糸が一括調進されていたことは明らか糸が一括調進されているとは明らか糸が一括調進されている。ここでは第一の一方の名とは明らか糸が一方の名とは明らか糸が一方の名とは明らか糸が一方の名とは明らか糸が一括調進されているとは明らか糸が一括調進されているとは明らか糸が一括調進されているとは明らか

地で犬頭糸を作っていたことは間違いない。地で犬頭糸を作っていたことは間違いない。いずれにせよ、碧海のはあるが)であることも参考になると思われる。いずれにせよ、碧海のはあるが)であることも参考になると思われる。いずれにせよ、碧海ではあるが)であることも参考になると思われる。いずれにせよ、碧海の地で犬頭糸を作っていたことは間違いない。

五 奈良・平安時代前期の参河国の白絹・糸・桑

職す国として挙がっている。 ここで注目されるのが、天平宝字四年(七三二)末のものとされる ここで注目されるのが、天平宝字四年(七三二)末のものとされる ここで注目されるのが、天平宝字四年(七三二)末のものとされる ここで注目されるのが、天平宝字四年(七三二)末のものとされる ここで注目されるのが、天平宝字四年(七三二)末のものとされる ここで注目されるのが、天平宝字四年(七三二)末のものとされる

また、『正倉院文書』(続々修四十四帙十巻裏)の天平宝字二年九月八

宝字頃参河白絹はおおよそ七五○文で取引されていたことが知られる。百九十七匹」とあり、一四七貫七五○文で売却されたことが分かる。これも「参河白絹」のことであろう。ここでは一匹七五○文とあり、天平宿・羅が売却され銭に替えられたことがわかる。その中に「参河白絁一倍。」

溢幡絁・橡絁と比べ高く、羅に匹敵する値段であったことがわかる。

江・丹波・但馬等国婦女各二人於陸奥国□、教習養□□以□二年□ とあ 上5調糸条)を除けば、上糸・中糸国であり、絹の貢進国であった。 めて綾・錦を織らせたとある。綾も錦も高級絹織物であるが、 河・駿河・伊豆・近江・越前・丹波・但馬・因幡・伯耆・出雲・播磨・ 文師を派遣し錦綾を織ることを教習させた成果と言えよう(和銅四年閏 備前・備中・備後・安芸・紀伊・阿波・伊予・讃岐等の二十一国に、 六月丁巳条)。これも駿河・伊豆の麁糸・絁(『延喜式』巻二十四主計寮 次に、平安時代前期の記事を二つ取り上げてみたい。一つは『日本後 さらに、 延暦十五年 『続日本紀』和銅五年七月壬午条によると、 (七九六) 十一月乙未条に 遣 一伊勢・ 伊勢・尾張・参 参河・相模・近 前年に挑 始

とも養蚕を行っていた国であることは確かであろう。5調糸条)。何故、上糸だけのグループでないのか気になるが、少なくで、他は絹を輸すグループに入っている(『延喜式』巻二十四主計寮上模は麁糸とあるほか上糸のグループである。また、相模国は絁を輸す国り、この□□は「蚕限」と想定されている。このうち丹波は中糸で、相り、この□□は「蚕限」と想定されている。

の品質は維持されていたと推測できよう。 夏調糸を貢進する国で挙がっていないのは参河と越前・安芸だけである 伊賀・尾張・丹波・播磨・讃岐・伊予・土左は中糸国であった。 残る伊勢・近江・美濃・但馬・備前・安芸・備後・紀伊・阿波は上糸で、 の貢進国であった。また、 寮上)13伊賀国条等と照らしあわせば、伊豆のみ絁貢進国で、残りは絹 であろう。ここに挙げられた国は、先述した『延喜式』(巻二十四主計 様織作二とある。この十九国に参河国が見えないことは、 不」如:|昔日|、勅譴:|国宰|、探;|取正倉旧様絹|、毎」国賜:|一疋|、依| 備後・紀伊・阿波・讃岐・伊予・土左等十九国、貢絹、 伊勢・尾張・伊豆・近江・美濃・越後・丹後・但馬・出雲・播磨・備前 (以上、『延喜式』巻二十四主計寮上5調糸条)。 今一つは『日本三代実録』仁和三年(八八七)六月二日条で、「伊賀・ 糸の貢進国でみると伊豆は麁糸であったが、 すなわち、 麁悪特甚、 参河国の絹 やはり重 ĪΗ

かしながら、犬頭糸という名称はみえていない。に見て常に脚光を浴びており、品質が維持されていたことがわかる。し以上のことからも、奈良・平安時代前期には参河国の絹・糸は全国的

ところで、もう一つ考えなければならないことは、先ほど見た白糸二

○○○絢という量である。これほど大量で、良質の糸が採れるというこ

つまり四○○○人必要となろう。
つまり四○○○人必要となろう。
のまり四○○○人必要となろう。
では糸一丁で絢を成すとあるから、令制では二倍の人数が必要となろう。
では糸一丁で絢を成すとあるから、令制では二丁=一約=上糸四両である。一
には糸一丁で絢を成すとあるから、令制では二倍の人数が必要となろう。
とは、余程条件が整わないとかなわないのではあるまいか。

○、中男五○を仮に定数とする太政官奏が出ている。しないので、一戸毎に正丁五、六人、中男一人を率とし、郷に課口二八五月戊寅条(『続日本紀』)によれば、封戸の貢進する雑物の数量が安定ところで、養老戸令1為里条によると五○戸一里である。天平一九年

では計算すると約七郷分となる。
人÷二九三人は約一四里(郷)分必要となる。同様に、『延喜式』段階上げ)となり、奈良時代であれば糸一約を収める人数として、四○○○がいたことになり、中男は四分一の負担であるから正丁十三人分(切りがいたことになり、中男は四分一の負担であるから正丁十三人分(切りたほどの記事によると、仮に一里につき二八○人の正丁と中男五○人

けであるから、恐らく丸々二郡くらいの糸は必要となり、しかも桑の出は可能であろう。しかし、全戸が全て上糸を入手できるとは限らないわがって、平安時代であれば計算上どちらかの一郡だけでも、内蔵寮納入がって、平安時代であれば計算上どちらかの一郡だけでも、内蔵寮納入立て、『和名類聚抄』によれば、参河国では碧海郡が最大の郷数で一さて、『和名類聚抄』によれば、参河国では碧海郡が最大の郷数で一

方が実態にかなっていると思われる。 衙領だけで一五%くらいであるから、何郡かで収穫されていたと捉えたか。また、前章で述べた『兵範記』をみると、碧海荘に取り込まれた国の半分位の郡が、栽培にいそしまないと不可能という数字ではあるまい来不出来や地形・風土もあるわけであるから、奈良時代であれば参河国

但し、十二世紀後半の『兵範記』では二○○○両であるので、二○○○両・五両(仁安三年七月六日条に「勾別五両定」)=四○○勾=四○○人(正丁)であるから、四○○人・二九三人=約一・四六郷という計算になり、一郡で可能となる。延長五年の『延喜式』段階から『兵範記』第になり、一郡で可能となる。延長五年の『延喜式』段階から『兵範記』第にない。二五○○疋の絹というのは、『延喜式』段階から『兵範記』第にない。二五○○疋の絹というのは、『延喜式』段階から『兵範記』第にない。二五○○疋の絹というのは、『延喜式』(巻二十四主計寮上)の肥後国条の絹貢進の最大国肥後国が二五九三疋とあることからすれば、つ田の貢進額にほぼ匹敵する。つまり、参河国では犬頭糸が脈々と生産され続けかった可能性がある。つまり、参河国では犬頭糸が脈々と生産され続けなった可能性がある。つまり、参河国では犬頭糸が脈々と生産され続けなった可能性がある。つまり、参河国では犬頭糸が脈々と生産され続けていたと思われる。

え終えよ、とあるが、風土が桑に適さない場合や狭い郷は数に満たなく三○○根、中戸には桑二○○根、下戸には桑一○○根、五年のうちに種れており、田令16桑漆条によれば桑と漆が課せられていた。上戸には桑ものは、養老戸令1為里条によると里長は「課」殖農桑」」が義務付けらもう一つ付け加えておきたいのは、律令国家において桑の栽培という

ても良いとある。

また、仮に中戸が桑二○○根であるので、先ほどの五○戸をかけるとって、仮に中戸が桑二○○根であるので、先ほどの五○戸をかけるとって、近○○○坪位である。それだけの畑地が必要となったことになる。また、 また、仮に中戸が桑二○○根であるので、先ほどの五○戸をかけると

考慮しなければならないであろう。

といれていたと想定できるのであろうか。とりわけ天変地異の記録もがなされていることからすれば、大不作の時もあったであろう。

しがしながら、平安時代に入り犬頭糸が、都で途切れることなく記録されているところからみれば、参河国ではかなりの殖産体制をとらないと不可能であったということになろう。勿論、各戸が栽培生産できるわけではなく、郡司(層)の強力な指導による殖産体制、またそのような産業を生業としていた人々から、購入する等のことを行った可能性も十分考慮しなければならないであろう。

おわりに

可心力。こ。 以上、五章の長きにわたって、古代参河国の犬頭糸・白絹に関して検

日本の中で参河国の糸・絹が、如何に特異であったかわかるであろう。もし、本論の論旨が概ね妥当なものであると認められるならば、古に

引糸の存在が浮かび挙がり、本論の註で少し述べた参河国東部の糸が赤 頭糸というブランド名となった。犬頭白糸と呼ばれたように、白さを誇 をあび、平安時代以降天皇の御服料として参河産の糸が、 引糸と関係するのであるが、この点は稿を改めて検討したいと思う。 ブランド名になったのである。海の向こうには、伊勢国・伊勢神宮の赤 る品質として、伊勢国の白糸である赤引糸のブランド名と、対抗できる 通して参河の犬頭糸の伝承が〈都城〉に広がり、その結果参河産の糸は犬 体制をとっていたのが実態ではあるまいか。そして、平安時代に国司を る。膨大な高品質の糸の調進のため、恐らく国 糸は天皇の御服等の素材として権威を得、〈都城〉では珍重されたのであ され蔵人所の差配を受けるようになったのである。その結果、参河産の た。遅くとも、奈良時代には特産物となっていた絹・糸の高品質が注目 人々の姿が浮かんでくる。その背景には、巨大な〈都城〉での消費があっ 参河国では、ここ碧海郡等の地域の村落に桑畑が広がり、養蚕に勤しむ 犬頭糸の全体像を浮かび上がらせるため、 専門外の分野にも説き及ん (郡・荘)を挙げて殖産 内蔵寮に納入

註

だところもある。諸賢の御批正を賜れば幸いである。

夫「『固関の国』の律令制支配」(『古代の地方史4 東海・東山・北陸五〜六頁。『ふるさとの話 千両』(千両町内会、一九七六年)。新井喜久橋市史 第一巻』(豊橋市編集委員会、一九七三年)二一四〜五頁。二九

和、京のであり、前近代の箇所に関して、史料的に必ずしも十分検討さい概説書であり、前近代の箇所に関して、史料的に必ずしも十分検討さい概説書であり、前近代の箇所に関して、史料的に必ずしも十分検討さい概説書であり、前近代の箇所に関して、史料的に必ずしも十分検討さい概説書であり、前近代の箇所に関して、史料的に必ずしも十分検討さい概説書であり、前近代の箇所に関して、史料的に必ずしも十分検討さい概説書であり、前近代の箇所に関して、史料的に必ずしも十分検討さい概説書であり、前近代の箇所に関して、史料的に必ずしも十分検討さい概説書であり、前近代の箇所に関して、史料的に必ずしも十分検討さいであり、特に近代以降の豊橋の養蚕とおんぞ祭の奉賛糸に関しての概説書であり、前近代の箇所に関して、史料的に必ずしも十分検討さいであり、特に近代以降の豊橋の養蚕とおんぞ祭の奉賛糸に関しての概説書であり、前近代の箇所に関して、史料的に必ずしも十分検討さいであり、特に近代以降の豊橋の養蚕とおんぞ祭の奉賛糸に関しての概説書であり、前近代の箇所に関して、史料的に必ずしも十分検討さい概説書であり、前近代の箇所に関して、史料的に必ずしも十分検討さい概説書であり、前近代の箇所に関して、史料的に必ずしも十分検討さい、対対に対して、史料的に必ずしも十分検討さいであり、対対に対して、東村では対対に対対がありませい。

- (2)『安城市史だより』九号(安城市、二〇〇一年)二~三頁。
- 解釈されていた(『律令』〈岩波書店、一九七六年〉五八四頁)。(3)出雲国計会帳によれば、天平時代の官人は中央に輸納し終わる期限と

- 名著刊行会、二〇〇〇年。初出一九六五年)。(5)早川庄八「律令財政の構造とその変質」(『日本古代の財政制度』所収、
- (6) 註(3) 書、二四九頁。
- 頁に「阿之岐沼」とあり、岐に濁点がある。四頁には「岐沼・カトリ」とあり、『図書寮本類聚名義抄』(同上)巻十二四頁には「岐沼・カトリ」とあり、『図書寮本類聚名義抄』(勉誠社、一九七六年)二九に「岐沼」とあり、『図書寮本類聚名義抄』(勉誠社、一九七六年)二九の十六表に「阿之岐沼」とあり、岐に濁点がある。
- 5調糸条では犬頭糸とあり、必ずしも対応しているわけではない。5調糸条では参河国は白糸とあり、『延喜式』(巻二十四主計寮上)拠内蔵式補〈色糸〉二字」とある。しかし、『延喜式』(巻十五内蔵寮)の東土によれば、「伊賀三百絁」の下に「此下当
- 徭夫,練染。夫,練染余皆准,此。」とある。
 (9)『延喜式』(巻二十四主計寮上)13伊賀国条によれば、練糸とは「国以
- 喜式』巻二十四主計寮上13伊賀国条)。(≌)調の絹を貢進する国でも、数の内十疋は白絹という規定があった(『延
- (Ⅱ)『訳注日本史料 延喜式 上』(集英社、二○○年) 三四二頁には「伊金のあろう。
 (単) 『訳注日本史料 延喜式 上』(集英社、二○○年) 三四二頁には「伊徳系は「絹絁」と連称されている。いずれにせよ意で補うとすれば「担害式」(巻記表記しただけに過ぎないのではあるまいか。なお、養老賦役令1調絹記表記しただけに過ぎないのではあるまいか。なお、養老賦役令1調絹配表は「絹」字を「絁」と連称されている。いずれにせよ意で補うとすれば「伊徳へは「絹」とあろう。

(2)早川庄八「古代美濃の手工業」(註(5)書所収。初出一九七一年)二

一~二頁

- 13 る。尾張・参河国は、ともに位禄・幣物・布施・法服・季禄等の値段は、 当時估|。但畿内諸国布施、法服直、絹五十束、糸八束、綿四束」とあ 禄価直各依;前件;。幣物并布施、 疋直稲卅束、糸一絇六束、・・・尾張・参河両国糸八束、・・・右、 伊勢・美濃等の国名をみても、良質の絹・糸の生産国故であろう。 喜式』(巻二十二民部省上)53封戸三分条によれば、参河国では諸家の 相模国は十束とやや高くなっている。なお、奈良時代の繭製品の価格に 絢は六束(但し布施・法服は糸八束)とあり安いが、伊賀・伊勢・志摩・ 上)5調糸条によれば、駿河は麁糸となっており、全国での相場ではな れるが、遠江・駿河国も八束と同じであり、『延喜式』(巻二十四主計寮 糸一絢八束の計算であった。これは、当時各国での相場であろうと思わ 封戸を充てることが禁止されていた。その理由は、併記されている伊賀 ついては、布目註(4)書、一三九~五五頁に研究がある。また、『延 『延喜式』(巻二十六主税寮上) ⑪禄物価法条には「禄物価法畿内絹 各国内での相場を記したものだと思われる。ちなみに畿内では、 法服、季禄等直亦准」此。其官交易准 位
- 照のこと。(4)『安城市史だより』九号(註(2)と同じ)二~三頁、他註(1)書参
- 『新日本古典文学大系37 今昔物語集五』(岩波書店、一九九六年)を参『新潮日本古典集成 今昔物語集 本朝世俗部二』(新潮社、一九七九年)、二年)、『日本古典文学全集35 今昔物語集三』(小学館、一九七四年)、一九十二年)、「新編日本古典文学全集35 今昔物語集三』(小学館、二〇〇一年)に

照した。

- 館、一九七一年)一〇頁。(『日本古典文学全集 21 今昔物語集一』所収、小学(16)国東文麿「解説」(『日本古典文学全集 21 今昔物語集一』所収、小学
- (18)『日本古典文学全集23 (吖)『日本古典文学全集23 今昔物語集三』(註(15)書と同じ)五七九頁。 二』所収、台湾商務印書館印行)は唐の釈道世の撰である。「神女伝」 ある。また、『法苑珠林』の説話は「出,|捜神記,|」とあるが、『捜神記』 が撰したものである。まず「太古蚕馬記」と『捜神記』は、殆ど同文で 蚕女(巌一萍選輯『百部叢書集成』所収、芸文印書館印行)は唐の孫頠 ある。『法苑珠林』巻八十・園果篇第七十二之餘(『四部叢刊 法苑珠林 (『増補津逮秘書 第八冊』所収、中文出版)は晋の干宝が著したもので 印書館印行)は三世紀ごろ呉の張儼の撰である。『捜神記』巻十四 八〇頁。「太古蚕馬記」(『国学基本叢書舊小説(一)』所収、台湾商務 第十九巻所収、 男『遠野物語』(『定本 柳田国男全集』第四巻所収、筑摩書房、一九 りあえず今回は対象外としたい。したがって、「太古蚕馬記」系説話と い蚕桑を祈る、など後世的なものと思われる話も含まれているので、と 女が天より下ってきて父母にする話、(三)宮観の女子像を馬頭女とい しているが、(一)高辛帝の時蜀の地に君長がいなかったこと、(二)蚕 と若干の文字の異同がある。一方、「神女伝」は他の三種と話根は類似 六三年。初出一九一○年)、同「西は何方(オシラ神は蚕神)」(『同書』 オシラ神(またはオシラサマ)信仰と関連することについては、 「参川国始犬頭糸語」を比較することにする。なお、この説話が日本の 『民族』三巻四号、一九二六年。後『早川孝太郎全集』第十二巻所収 同 同 今昔物語集三』(註(15) 書と同じ) 五七九~ 初出一九三一年)、早川孝太郎「蚕神祭文二章」 柳田国

て恋の神のごとくなり来たりし」(一七六頁)とある。 て恋の神のごとくなり来たりし」(一七六頁)とある。 て恋の神のごとくなり来たりし」(一七六頁)とある。 で恋の神のごとくなり来たりし」(一七六頁)とある。

(19) 『捜神記』(平凡社、一九六四年)四二四頁。

(20) この点について、小南一郎氏は、この「馬娘婚姻譚では、牛の役目を馬が代わりにつとめているのであるが、それは蚕と馬との強い結びつきは、もっと深い民俗的な理由があったやも知れない)に由来する変形では、もっと深い民俗的な理由があったやも知れない)に由来する変形では、もっと深い民俗的な理由があったやも知れない)に由来する変形でらしたとする伝承に帰りつくのだと推定することが可能であろう」(『西王母と七夕伝承』、平凡社、一九九一年、二三一頁)とし、牛が蚕をもたらした伝承が原型ととれそうな推測を行っている。この小南氏の説の背景には、「牛の皮が象徴するのは牛を犠牲にする儀礼であって、そうした儀礼により天と地が疎通された。牛を犠牲とする祭礼は、天地を結合させ、そうすることによって天上の貴重なもの(農耕儀礼であれば、その年の豊作を保証する生命力)が地上にもたらされることを祈るのであるが、そうした毎年の行事の効果を保証するものとして、原初の時、牛るが、そうした毎年の行事の効果を保証するものとして、原初の時、牛の役目を

関わりを持っている」(同書、一三三~四頁)としている。関わりを持っている」(同書、二三〇~一頁)という想定がある。また、大英図書館所蔵のスタイン番号五六三九の冊子本の中に農耕養蚕がつつがないよらにと祈る祭文に見える「馬鳴菩薩は、元来はインドの仏教詩人であって、馬と特別の関係はなかったのであるが、その名前から馬と関連づけられて、馬と蚕との密接な関係(馬と人間の女性との結合から蚕が生まれたとされる。日本のオシラ様の伝説も同じ)から、ここにその名を挙れたとされる。日本のオシラ様の伝説も同じ)から、ここにその名を挙れたとされる。日本のオシラ様の伝説も同じ)から、ここにその名を挙れたとされる。日本のオシラ様の伝説も同じ)から、ここにその名を挙れたとされる。日本のオシラ様の伝説も同じ)から、ここにその名を挙れたとされる。

(21)『新編日本古典文学全集35 今昔物語集三』(註(15)書と同じ)五七 高木敏雄『日本神話伝説の研究』(平凡社、一九七三年。初出一九四三 でに松本信広『日本の神話』(平凡社、一九五六年。初出一九三一年)、 点は犬頭の頭と通じるものがある。死体からの化生神話については、す と再生というモチーフから生まれた蚕であるが、頭から生まれたという ち糸抽くこと得たり。此より始めて養蚕の道あり」とある。やはり、 には保食神が死んだ眉の上に蚕が生まれ、「又口の裏に蚕を含みて、便 生み、この神の頭に蚕と桑が生まれたとある。また、同書第十一の一書 五段] ち、『古事記』の五穀の起源の物語には、速須佐之男命が大宜津比売神 ツヒメが死んだあと頭(『古事記』。『日本書紀』神代上[第五段]第十 たところ、蚕が隙間なく繭をつくった話は、記・紀神話の保食神オオゲ を殺したところ頭に蚕が生じたとある。また、『日本書紀』神代上[第 一の四神出生章一書では眉)に蚕が生まれた話と類似している。すなわ 九~八〇頁。 四神出生章第二の一書には、軻遇突智と埴山姫との間に稚産霊を 蚕の糸を鼻から吐ききった犬が死に桑の木のふもとにうめ 死

体の竅穴より出して人類に与える説話と、「花咲爺」、つまり中国の『耕 する。また、伊藤清司氏は、「糸を吐く女」(『日本神話と中国神話』所 『今昔物語』は共通しており、かつ記紀も養蚕の起源神話という性格を では完成品、第二段階では素材がからだから出る点においても記紀と 物語集三 月報37』所収、小学館、一九七四年〉二頁)とし、「第一段階 『日本書紀』の四神出生章に出ているツクヨミのウケモチノカミ殺しと かと思われるが、論旨がそれるため、記して後考に委ねたい ている。以上のように、本説話の話根をめぐっては、さらに論究が必要 伝承との複合によって生まれた可能性がつよい(一二一~二頁)、とし また、傗族や畲民などの伝えられた槃瓠伝説と「死と再生」の養蚕起源 田狗』型の、死んでもつぎつぎに奇瑞を示す犬の奇蹟譚との複合形態」、 とし「オオゲツヒメ殺しなどと同じ系統の有用物を口・耳・鼻などの身 話の異伝、ないし名残りとみてもよいのではないであろうか」(同)と もっている。してみると、『今昔物語集』のこの話もオオゲツヒメ型神 比較するのがよい」(「『今昔物語集』と神話」〈『日本古典全集23 大林は本説話を「『古事記』に出ているスサノオのオオゲツヒメ殺しや、 年)、大林太良『稲作の神話』(弘文堂、一九七三年)等に指摘があるが、 - 養蚕起源説話のうち、異質で、その位置づけがもっとも難解である」 学生社、一九七九年。初出一九七八年)の中で、本説話について

(3)『日本古典文学全集24 今昔物語集四』(小学館、一九七六年)五八五

頁。

(24)『同上』五八六頁、註二一。

(25)『新編日本古典文学全集35 定することも可能であろうが、入れるべき字が撰者にとって不可能であ 字分が無意識的な虫食いの欠字を正確に写したので有れば、字数から推 城市史 5 資料編古代・中世』〈二〇〇四年、安城市〉口絵参照)。欠 実践女子大学蔵二十六冊本も一字分である(後者に関しては『新編 安 欠文を手がかりにー」『同書』所収、一三七頁)と結論している。 き加えようとして実行が不可能であった場合である(「依拠資料の文体ー 所収、二○○一年。初出一九七○年)は、地名等の固有名詞を新たに書 文とし、撰者の手によってなされたとするのが尤も正しい解釈(一五~ 『国語国文』第十七巻第八号、一九四八年)は、 文(空白)について、馬淵和夫「今昔物語集における欠文の研究」(海郡あるいは宝飯郡が想定される」(一六六頁)。なお、欠字、 校注、底本丹鶴叢書本)は「犬頭糸(一六九頁)の関連から言うと、碧 朝世俗部二』(〈註(15)書と同じ〉、坂倉篤義・本田義憲・川端善明 「「宝飯」が相当するか」とする。『新潮日本古典集成 今昔物語集 書と同じ〉、森正人注、底本東大国語研究室蔵紅梅文庫旧蔵本)は 推定しているが、『新日本古典文学大系37 今昔物語集五』(〈註(15) 馬淵和夫・国東文麿・稲垣泰一注、底本実践女子大学蔵本)は碧海郡と れば、字数からの復原は返って危険ということになる。 二一頁)とし、池上洵一「共通欠文をめぐって」(『今昔物語集の研究』 ちなみに、この箇所の欠字は東京大学国語研究室蔵二十一冊本でも、 今昔物語集三』(〈註(15)書と同じ〉、 意識的欠文の場所の欠 或いは欠 本

二七七~八二頁。

- 芸編』(新編岡崎市史編集委員会、一九八四年)。八年)七九頁。『六ッ美村村誌』(一九二六年)、『新編岡崎市史 美術工(2)『式内社調査報告書 第九巻 東海道4』(皇學館大学出版部、一九八
- 補松」も同様の記事があるとある。思文閣、一九七一年。初出一九〇八年)によれば「三河雀・三河堤・刪思文閣、一九七一年。初出一九〇八年)によれば「三河雀・三河堤・刪羽田野敬雄「参河国官社考集説」(佐伯有義編『神祇全書』第四輯所収、須田漢三才図会』(日本随筆大成刊行会、一九二九年)八五九頁。なお、
- (30)『日本随筆大成 塩尻』(吉川弘文館、一九七七年)一六五頁。
- 一九一六年)にも採録されている。(3)羽田野註(2)書、一六二頁。この説は、『碧海郡誌』(碧海郡教育会、
- (32) 羽田野は「三河堤ニハ、宇津左衛門五良忠繁トシテ、其子ヲ忠武トシ た、其子ヲ忠武ト号ス、天文十六年二月四日死ス、大久保五良右衛門忠 (註(32)書、一六三頁)と述べている。天正年中より天文十六年の方が (計(32)書、一六三頁)と述べている。天正年中より天文十六年の方が (計(32)書、一六三頁)と述べている。天正年中より天文十六年の方が (12) 別田野は「三河堤ニハ、宇津左衛門五良忠繁トシテ、其子ヲ忠武トシ を参照されたい。
- の神社名は明治五年額田県より渡刈村は糟目春日神社、宮路村は糟目犬春日神社」、もう一社は岡崎市宮地町の「糟目犬頭神社」である。現在(33) 糟目神社に比定される神社は二つある。一社は豊田市渡刈町の「糟目

をである。 「深見氏云、宮地村糟目社ノ旧地ノ字ニ、糟目森崎ト水帳ニアリルば、「深見氏云、宮地村糟目社ノ旧地ノ字ニ、糟目森崎ト水帳ニアリルば、「深見氏云、宮地村糟目社ノ旧地ノ字ニ、糟目森崎ト水帳ニアリーイベリ」(一六二頁)とあるが、糟目森崎ト水帳ニアリトイベリ」(一六二頁)とあるが、糟目森崎ト水帳ニアリーイベリ」(一六二頁)とあるが、糟目森崎の地名は現在のところ未調の説にあるように洪水で移動している(羽田野註(33)書、一六三~四頁)の説にあるように洪水で移動している(羽田野註(33)書、一六三~四頁)の説にあるように洪水で移動している(羽田野註(33)書、一六三~四頁)の説にあるように洪水で移動している(羽田野註(33)書、一六三~四頁)の説にあるように洪水で移動している(羽田野註(33)書、一六三~四頁)の説にあるように当れば、「深見氏云、宮地村糟目社ノ旧地ノ字ニ、糟目森崎ト水帳ニアリーイベリ」(一六二頁)とあるが、糟目森崎の地名は現在のところ未調をである。

(31)『今昔物語集』巻二十九第三十二と同じ内容であるという点については、羽田野註(32)書に指摘がある。なお、太田亮氏は碧海郡の犬頭社については『今昔物語集』の「陸奥国狗山狗咋殺大蛇語第三十二」を由緒とするけれど、「陸奥国とあるを如何にするや。これも、犬頭なる語の起するけれど、「陸奥国とあるを如何にするや。これも、犬頭なる語の起と一歩突っ込んだ議論を行っている。『今昔物語集』巻二十九第三十二と一歩突っ込んだ議論を行っている。『今昔物語集』巻二十九第三十二と一時で、六九~七〇頁)と一歩突っ込んだ議論を行っている。『今昔物語集』巻二十九第三十二と同じ、四三一~二頁)という。なお、『今昔物語集』巻二十九第三十二では、犬が蛇頭に咋付いたのであって、犬を物語集』巻二十九第三十二では、犬が蛇頭に咋付いたのであって、犬を物語集』巻二十九第三十二では、犬が蛇頭に咋付いたのであって、犬を物語集』巻二十九第三十二では、犬が蛇頭に咋付いたのであって、犬を物語集』巻二十九第三十二では、犬が蛇頭に咋付いたのであって、犬を物語集』巻二十九第三十二では、犬が蛇頭に咋行いたのであって、犬を物語集』巻二十九第三十二では、犬が蛇頭に咋付いたのであって、犬を物語集』巻二十九第三十二では、犬が蛇頭にするという点については、(31)

のことを勘案すると、「宮地村犬頭社由来書」にあるような義犬伝承が、 論に掲げたように、「宮地村犬頭社由来書」には文和二年(一三五三) 限とする説が有力らしい(『同書』一六~九頁。『国史大辞典 第六巻』 ちらの方の説話に近いと思われる。ところで、『三国伝記』の成立であ 三弥井書店、一九七六年)、犬頭神社 の喉笛に噛みついた話となっており(池上洵一校注『三国伝記(上)』 る犬頭糸の歴史を考えると、その可能性はまず考えられない。もとより があろう。 糸伝承が、犬頭神社(碧海郡)に伝えられていない理由を、考える必要 ではあるまいか。いずれにせよ、『今昔物語集』巻二十六第十一の犬頭 する徳川家康との関係を考えた場合、時代背景として年代として合うの 年代を古く架上したと見る方が妥当ではあるまいか。『和漢三才図絵』 古く説話として編み出されたとするより、神社の由来を権威づけるため 尾府下古渡犬見堂も亦同じ伝へあり」(註(30)書と同じ) とある。 『塩尻』にも、「播州の犬寺の縁起と一般なり。かゝる処所々にいふ。 神や犬上郡にかけられており、参河の犬頭明神ではない。本論に掲げた 国伝記』後であるから、その説話の変形バージョンとなる。『三国伝記 前者とすると『三国伝記』の成立年より古くなり、後者だとすると『三 とあり、『和漢三才図絵』には天正年中(一五七三~一五九二)とあり、 吉川弘文館、一九八五年、五三五頁〈三木紀人〉。『日本古典文学大辞 るが、応永十四年(一四○七)を上限とし、文安三年(一四四六)を下 一第一八は「江州ノイサヤ河ノ辺」の説話で、近江の話であり犬神明 この『三国伝記』の義犬伝承の変形バージョンと思われ、また登場 簡約版』岩波書店、一九八六年、八一九~二〇頁〈池上洵一〉)。 犬頭糸と関係がなかったという選択枝もあるが、 (碧海郡)に関する三伝承は、 次章で述べ 以上

では、犬頭糸より義犬伝承の方が喧伝しやすかったからではあるまいか。には、犬頭糸より義犬伝承の方が喧伝しやすかったからではあるまいか。には、犬頭糸より義犬伝承の方が喧伝しやすかったからではあるまいか。には、犬頭糸より義犬伝承の方が喧伝しやすかったからではあるまいか。には、犬頭糸より義犬伝承の方が喧伝しやすかったからではあるまいか。には、犬頭糸より義犬伝承の方が喧伝しやすかったからではあるまいか。には、犬頭糸より義犬伝承の方が喧伝しやすかったからではあるまいか。には、犬頭糸より義犬伝承の方が喧伝しやすかったからではあるまいか。には、犬頭糸より義犬伝承の方が喧伝しやすかったからではあるまいか。には、犬頭糸より義犬伝承の方が喧伝しやすかったからではあるまいか。には、犬頭糸より義犬伝承の方が喧伝しやすかったからではあるまいか。には、犬頭糸より義犬伝承の方が喧伝しやすかったからではあるまいか。には、犬頭糸より義犬伝承の方が喧伝しやすかったからではあるまいか。には、犬頭糸より義犬伝承の方が喧伝しやすかったからではあるまいか。

(35)『ふるさとの話 千両』(註(1)書と同じ)一二~四頁。Aは、愛知県教育委員会から一九三二年に出版された『三河国古蹟考』(愛知県郷土資育委員会から一九三二年に出版された『三河国古蹟考』(愛知県郷土資宝飯郡誌』(国書刊行会、一九八〇年。原本一九六〇年発行。底本は早宝飯郡誌』(国書刊行会、一九八〇年。原本一九六〇年発行。底本は早川彦右衛門、一八九一~三年)にも採録されており、島田氏から聞いてまとめたとみえる千両の由来が書かれている(『ふるさとの話 千両』一まとめたとみえる千両の由来が書かれている(『ふるさとの話 千両』一まとめたとみえる千両の由来が書かれている(『ふるさとの話 千両』一まとめたとみえる千両の由来が書かれている(『ふるさとの話 千両』一まとめたとみえる千両の由来が書かれている(『ふるさとの話 千両』一まとめたとみえる千両の由来が書かれており、「(該吐出ノ糸量其価千両と者平村、今は高里村ト改称ス。巴山ノ麓ナリ〉長者某ノ娘)、養蚕ヲ楽ミケル。・・・」(六七頁)となっており、「(該吐出ノ糸量其価千両条ミケル。・・・」(六七頁)となっており、「(該吐出ノ糸量其価千両条ミケル。・・・」(六七頁)となっており、「(該吐出ノ糸量其価千両条ミケル。・・・」(六七頁)となっており、「(該吐出ノ糸量其価千両条ミケル。・・・」(六七頁)となっており、「(該吐出ノ糸量其価千両条ミケル。・・・」(六七頁)となっており、「(ませいとの)、「(ませいいとの)、「(ませいいとの)、「(ませいいとの)、「(ませいいとの)、「(ませいいとの)、「(ませいいとの)、「(ませいいとの)、「(ませいいとの)、「(ませいいとの)、「(ませいいとの)、「(ませいいいの)、「(ませいいの)、「(ませいいの)、「(ませいいの)、「(ませいいの)、「(ませいいの)、「(ませいいの)、「(ませいいの)、「(ませいいの)、「(ませいいの)、「(ませいいの)、(ませいいの)、「(ませいいの)、(ませいいの)、「(ませいいの)、(ませいの)、(ませいいの)、(ませいいの)、(ませいいの)、(ませいいの)、(ませいいの)、(ませいいの)、(ませいいの)、(ませいの)、(ませいの)、(ませ

大リト云。或説ニ糸量其価千両村旧跡表」の方が島田の述懐に近いと考のか、新訂した近藤恒次の補訂なのか、今後調査する必要がある。この点は『三河国宝飯郡誌』を記した早川彦右衛門のコメントなある。この点は『三河国宝飯郡誌』を記した早川彦右衛門のコメントなある。この点は『三河国宝飯郡話』を記した早川彦右衛門のコメントなれにせよ、島田の「宝飯郡千両村旧跡表」の方が島田の述懐に近いと考れにせよ、島田の「宝飯郡千両村旧跡表」の方が島田の述懐に近いと考れにせよ、島田の「宝飯郡千両村旧跡表」の方が島田の述懐に近いと考れにせよ、島田の「宝飯郡千両村旧跡表」の方が島田の述懐に近いと考れにせよ、島田の「宝飯郡千両村旧跡表」の方が島田の述懐に近いと考れている。

- 36) 千両はチギリと読む。『日本国語大辞典』一三巻(小学館、一九七五年)によればチギリは四種類あるが、その中で、扛秤(チギリ)がもっともをいう。繭(まゆ)や卵や貨幣の重さをはかるのに用いるもの」(三三五頁)という意味、特に後者の意味から、千両という漢字が当てられたのではあるまいか。なお、参考としてチキリとは機の部品の一種で縦糸を巻き取るのに用いる(『同書』(同、同、三三五頁)ものである。両者を巻き取るのに用いるとを示す。但し、時代がいつまで遡るのかは、とも養蚕と関係が深いことを示す。但し、時代がいつまで遡るのかは、また別の話であり注意を要する。
- 六頁。『ふるさとの話 千両』(註(1)と同じ) 一一頁。(3)『豊川市史 中世・近世史料編』(豊川市史編集委員会、一九七五年)六
- 六六頁)が、そこには「千両大明神」とあり「犬頭大明神」とはない点、い。なお、天文七年(一五三八)奉納の鰐口がある(太田註(w)編書、千両』(註(1)書と同じ)の犬頭神社の項にこの棟札は記載されていな(%) この棟札は太田註(w)編書、七〇頁による。ちなみに『ふるさとの話

也」(太田註(3)編書、六八~九頁)とも述べているが、『今昔物語集 れかと云ふに、当地方は後述する如く古代服部のありし地なる上、 りの事にして後世失はれしにあらず、要するに三河の犬頭を説明せんと を犬頭と書きしより、其の字義を以つて其の名を説明せん為に発生せる 犬上御田鍬、そして舒明天皇の遣唐使に結びつけ穂国の歴史を語る論拠 の頭であり、カシラと訓んでこそ意味が通じるであろう。犬上ひいては いる。確かに頭はカミと訓む場合があるが、『今昔物語集』の犬頭は犬 さとの話 千両』四一頁)でも犬上と犬頭を結びつける見解が流布して の糸の義か」(太田註(3)編書、七○頁)とし、それを受け他書(『ふる 使として唐に使す、その事に関係あらん。而して犬頭の糸は遣唐使献上 代丹波国より勧請すと云ふ」(太田註(34)編書、七〇頁)ともある。ま してまつるようになったものと伝えられている」(『ふるさとの話 上足尼が丹波の国、 注意を要する。なお、当社の由来については「舒明天皇の御代、葛城菟 の理解や犬上氏との関係を求める説には従えない。 き也。即ち犬頭糸とは此の地にありし犬上氏より奉れる糸に外ならざる 社籊繰社など同地方にあれば、碧海郡より当地方とするを優れりとすべ る也、されど犬頭の糸を献上せし事は事実なれば、その事のありしは孰 せる附会伝説なれば、当郡也碧海郡也など争ふべき筋道のものにあらざ 伝説なれば、もとより事実ありし筈なし。今昔物語郡名を欠くは当初よ は薄弱である。また別のところでは「こ(今昔物語集ー西宮注)は犬上 た、同氏は「三十五代とは舒明天皇也。この天皇の御代犬上御田鍬遣唐 二一一頁)とある。この点、「当社の創設に関しては社記に人皇三十五 比沼の真名井原より五穀桑蚕の神「保食神」を勧請 千両

(39)『一宮町誌 本文編』(愛知県宝飯郡一宮町、一九七六年)に窶繰神社や

後となり、 神調に関係ある事勿論也。即ち東上も古代服部の住みし地にして窶繰神 神社は『三河国内神明名帳』に服織天神(宝飯郡)とある。社蔵の慶長 社はその産神たりしを知るべし」(太田註(34)編書、九四頁)。「此の地 糸を伊勢神宮に奉りし地にして、其の地の窶繰神社は其の名称より赤引 服織神社と蚕塚の伝承があり、また積み石塚古墳が渡来系の古墳である と、籰繰(ワクグリ)と一致しないところから、逆に籰繰の伝承はその 五五頁、一七六~七頁)もある。もしその和久地明神(宝飯郡)とする みえないが、『三河国内神明名帳』の和久知明神とする説(同編書、一 せて赤引郷とも称す」(同編書、三一二頁)。また、籆繰神社は神名帳に は赤引郷と称せし地にて、三河赤引糸を神宮に献ぜし地なればなり」 るとある(『新訂三河国宝飯郡誌』〈註(3)書と同じ〉、九○頁)。また、 るべき問題であろう。なお、窶繰神社は東上字権現にある。元来現社地 服部郷があるところから異存はない。ただ、そこから犬頭糸を直接結び いう説(大下註(1)書)について、少し触れておきたい。豊川水系が古 ところから、豊川水系に古い生糸生産地をもってくる方が自然であると (同編書、 「足山田の東隣に東上あり、其の地後世長く赤引郷と称す、これ赤引の より四町余り南方(古宮と称す)にあり、慶長十三年現在社地に遷祠す せよ、犬頭糸は本論で述べるように参河国全体の貢進の問題として考え か否か、私には判断すべき力がなく、御教示を待つしかない。いずれに 大下氏の大きな論拠である、豊川水系沿いの所謂積み石塚古墳が渡来系 つけるには、本論で論じたような問題が残っていると思われる。 い生糸の生産地であったということは、後述するように、私も八名郡に 一七八頁)。「その東たる東上村を富永荘と云ひ、長山村を併 古くからの蚕と結びつけるのはやや難しくなる。 一方 なお、

> 編書、一四~六頁)とアカヒキとの関係を否定する説もある。 ば、アカヒコとアカヒキと通ずとは全然云ひ難し。よつて当社と赤引糸 絲と関連せるものとして説く人甚だ多し要するに牽強付会に過ぎずと思 転語ナルベシト云ヘリ」、又「義方本」に「赤孫赤引訓通ズ」とある 献納に関する糸であるアカヒキと関係があるとする説がある。すなわち、 類聚抄』には赤孫郷(宝飯郡)が存在するが、このアカヒコは伊勢神宮 服部郷(八名郡)の名称がある。なお、『三河国内神明名帳』には赤孫 とを関連するものとして説くは牽強付会に過ぎざるなり)(太田註(ヨイ) ひし事なく、又当社の神名は式も国史も総べて赤日古なる上郷名も赤孫 赤引糸と称せしとするも糸の場合には飽くまでも赤引にして赤比古と云 谷川士清の『和訓栞』によれば、「和名抄ニ安加比古ト訓ルモ、 には他に絹束天神(八名郡)の名称がみえており、『倭名類聚抄』には に存在した(太田註(34)編書、九三頁)。ちなみに、『三河国内神明名帳』 十年十二月の棟札に「羽鳥大明神」とあり、元現在より南五町のところ へど余りに有名なれば次に略述せむ。・・・此地より貢せし調糸をも亦 (羽田野註(3))書、一八四頁)。一方「赤日子神社の社名に関しては赤引 大明神(宝飯郡)・『延喜式』神名帳には赤日子神社(宝飯郡)・『和名 〈和名抄訓安加比古なれば、アカヒコにてアカヒキならざる事明白なれ なお、 赤曳ノ

は服織という、いずれも絹に関係する名称が残っている。特に八名郡服ついては後考を待ちたい。つまり、八名郡には服部・絹束が、宝飯郡にをたて給ひし方ならんか」(同編書、一六頁)としている。この正否にものとすべき也」(同編書、一五頁)、「赤日子神とは当地方開拓に偉功奉りしものか、又その西隣足山田に服織神社あれば、其の地より奉れる

「恐らく此の赤引糸とは神鳳抄に・・・と見ゆる御調糸にて渥美郡より

ないという点である。不可ものであるが、重要なことは犬頭と関係する名称として史料上表れるのであろう。しかし、このことは宝飯・八名郡と絹との関わりを深く部郷の郷名は、服部という部民としての服部が設定されたことに由来す

- 三号、一九七六年)。 三橋健「猿投神社の修正会と三河国内神名帳」(『國學院雑誌』九三巻
- 四九号、一九九〇年)。(4)三橋健「熱田神宮寺の修正会と尾張国内神名帳」(『神道及び神道史』
- (4) 『新編日本古典文学全集35 今昔物語集三』(註(15)書と同じ)は「蔵をつかさどる。「蔵」の字義に引かれて、内蔵寮を蔵人所と誤伝した務をつかさどる。「蔵」の字義に引かれて、内蔵寮を蔵人所と誤伝したものか」(五二七頁)とし、『新日本古典文学大系37 今昔物語集五』(註(15)書と同じ)は「蔵のなぼの管理も行った」(五三頁)とあるだけである。 天皇の衣服の管理も行った」(五三頁)とあるだけである。 天皇の衣服の管理も行った」(五三頁)とあるだけである。
- 一年)。 原研究の現段階(一)職員令(官員令)」『法制史研究』三〇号、一九八(鉛)当文は、残念ながら大宝官員令の復原ができない(林紀昭「大宝令復
- 『政事要略』巻五十九交替雑事(官物)に引用されている。(44)『律令』(註(3)書と同じ)四〇八頁参照。職員令7内蔵条所引朱説:
- 七年〉四二九頁の注一四)とし、この時代に内蔵、雄略天皇の時代に大性はつよい」(『日本古典文学大系67 日本書紀上』〈岩波書店、一九六あり、「ここの蔵職が令制の内蔵寮のもとをなす官司をさしている可能(46)『日本書紀』履中天皇六年正月辛亥条に「始建」蔵職」、因定「蔵部「」と

〜七六頁に概説もあるが、現在の古代史研究状況からすれば再検討を要 要があるが、論旨が拡散するので他日を期したい。布目註(3)書、六六 八四年)。なお、蚕種や縫衣工など渡来人との関係についても考える必 離れた(平野卓治「令制監物に関する覚書」『史学研究集録』九、 蔵寮のカギを管理していたが、大宝令制になって内蔵寮は監物の管理を 学論叢』一二号、一九九三年)。また、飛鳥浄御原令制下では監物が内 (「蔵人所承和例に関する覚書ー九世紀前半の蔵人所の財政機能ー」『史 賛意を表し、また出給機能の面からは石上説の七世紀後半を画期とした 地方首長から貢納されてくるツキの増大が分立の契機となったと考えら 思われ、その理由を収納の面から見た場合、この時期に屯倉が拡大し、 その後、天皇の家産制機構として内蔵寮を取り上げた古尾谷知浩氏は、 会思想社、一九八七年。初出一九八二年、三〇〇頁)の欽明朝分立説に れるとし、直木孝次郎「秦氏と大蔵」(『日本古代国家の成立』所収、社 内蔵と大蔵が単一のクラから二つに分立したのは六世紀中ごろのことと 論究し、「内」表記を持つ官司の成立は八世紀初または七世紀末とした。 構と経費を重視する立場から大蔵省の成立を考える上で内蔵寮の成立に 代国家の構造』所収、青木書店、一九五八年)の諸説を批判し、財政機 版』(吉川弘文館、一九六四年)・直木孝次郎「人制の研究」(『日本古 問題』所収、思索社、一九四九年)・村尾次郎『律令財政史の研究増補 収、大阪屋号書店、一九二二年)・井上光貞「部民の研究」(『古代の諸 川弘文館、一九七八年)は、稲葉君山「百済の椋及び椋部」(『釈椋』所 立を認める説が通説であった。その後、石上英一「大蔵省成立史考」 蔵がみえ、『古語拾遺』の所謂三蔵伝説から履中・雄略朝前後に三蔵分 (彌永貞三先生還暦記念会編『日本古代の社会と経済 上巻』所収、 一九 吉

するであろう。

- 吉川弘文館、一九七二年)五〇二~一三頁。(『日本古代官位制度の基礎的研究』所収、(『日本古代官位制度の基礎的研究』所収、
- (48) 古尾谷註(45)論文。
- (49) この時に他の国は、
- ・八月・・・・・美濃国一〇〇疋・阿波国五〇疋
- 八月以前・・・備前国二〇〇疋・伊賀国三〇疋・越前国一〇〇疋・
- 丹後国六〇疋・紀伊国一〇〇疋・尾張国六〇疋(例

交易

- 九月以前・・・甲斐国八〇疋・加賀国六十疋
- 十月以前・・・越後国五○疋・出雲国六○疋・但馬国八○疋(調絹
- 精好)・上総国一二〇疋・常陸国二〇〇疋・丹波国

三十疋•因幡国二百疋

- ・十一月・・・・陸奥国三○○○疋・出羽国一○○○疋・加賀国六○
- ・原文欠・・・・伯耆国六○疋(別納租穀)
- ・記入なし・・・上野国一〇〇疋

とある。

- (3) 長沢洋「王朝国家期の財政政策ー『臨時交易』を中心にー」(『王朝国家知の財政政策ー『臨時交易』を中心にー」(『王朝国を対る。民は「臨時交易」を単なる年料外の臨時の交易が財政上の意義を増していった時期は、ほぼ十世紀中期で、「臨時交易」の本格的な義を増していった時期は、ほぼ十世紀中期で、「臨時交易」の本格的な表を増していった時期は、ほぼ十世紀中期で、「臨時交易」の本格的ない。長沢洋「王朝国家期の財政政策ー『臨時交易』を中心にー」(『王朝国をする。
- 岩波書店、一九九三年。初出一九九〇年)二五四~七頁。(51)大津透「平安時代収取制度の研究」(『律令国家支配構造の研究』所収、
- (②) 大津註(訂)書、二六七頁。蔵人所召物については渡辺直彦「蔵人所召物」(『日本古代官位制度の研究』所収、吉川弘文館、一九七二年)に詳物」(『日本古代官位制度の研究』所収、吉川弘文館、一九七二年)に詳らしい。『西宮記』(巻六、故実叢書本)によれば、賀茂臨時祭のおり、蔵る。なお、「或本無「此注」之」と傍注があり、注記のない写本もあったらしい。賀茂臨時祭は、寛平元年(八八九)十一月二十一日に開始された天皇直轄祭祀の性格が極めて強い祭祀である(岡田荘司『平安時代の国家と祭祀』続群書類従完成会、一九九四年、二七〇頁)が、その時から存在したか否か不明である。やはり蔵人所召物の成立の頃と考えたほうがよいと思われるが、ここでも絹は参河の国に特定されている点に注目しておきたい。
- 三民部下)63交易雑物条の交易雑物として七百五十絢が規定され、『延所へ糸を貢納していたことがわかり、丹波国からは『延喜式』(巻二十〔33)『小右記』寛仁三年(一〇一九)七月十四日条によれば、丹波国が蔵人

- 納されたことは、長沢註(50)論文、二六八~九頁に指摘がある。なっていた。丹波国も参河国の犬頭糸と同様に、内蔵寮から蔵人所へ収喜式』(巻十五内蔵寮)54諸国年料条によれば内蔵寮が収納することに
- 書、一六三頁)。 書、一六三頁)。 (玉井註(番) 瀬というのは物資調達を含めて総括的事務責任者であった(玉井註(番)
- る。 「解説」によれば「この月十三日に娘の千古の着裳を行っている」とあ「解説」によれば「この月十三日に娘の千古の着裳を行っている」とあ(53)『新編 安城市史 5 資料編古代・中世』(註(22)書と同じ) 一八七の
- 判明し、注(4)は不要となった。この場を借りて補訂しておきたい。文庫本)によれば、『新編 安城市史 5 資料編古代・中世』(註(3)書き同じ) 一九○の「〈実所何入□四十疋許□、〉」は「〈実所可入数四十疋許歟、〉」、一九一の「給□氏爵」は「給□橋氏之爵」、「犬□条」は「犬頭糸」、一九一〔読み下し〕「ただし一平犬頭糸(4)は、」は「ただし犬頭糸に至りては、」となることがだし□平犬頭糸(4)は、『新編 安城市史 5 資料編古代・中世』(註(3)書)、京都大学附属図書館の電子図書館「貴重資料画像」の『範国記』(平松
- (3)『後二条師通記』の翌年十一月十三日記事によれば、青野荘が新旧国司(3)『後二条師通記』の翌年十一月十三日記事によれば、青野荘が新旧国司
- 収、安城市教育委員会、一九八六年、三三七頁)。 んでつけられたものという」(安城の歴史を学ぶ会編『安城の地名』所んでつけられたものという」(安城の歴史を学ぶ会編『安城の地名』所と佐々木村、東牧内村が合併して成立した。古代にあった藤野郷にちな、一説(5)書、二○九頁。なお、「藤野村は、川島村、村高村、下佐々木村、

と絵巻蒐集については、木原弘美「絵巻の往き来に見る室町時代の公家

- (3) 註(5)書によれば、規定自体が変化したとあるが、単位自体の変化もとだと思われる(長沢註(5)論文、二六八頁)。大島、四八五○号)に「蔵人所糸」とあり、これも参河国の犬頭糸のこ九巻、四八五○号)に「蔵人所糸」とあり、これも参河国の犬頭糸のこれ巻、四八五○号)に「蔵人所糸」とあり、これも参河国の犬頭糸のこれ巻、四八五○号)にあるが、単位自体の変化もとだと思われる(長沢註(5)論文、二六八頁)。
- (旬) その後の犬頭糸について『新編 安城市史 5 資料編古代・中世』(註 あり、犬頭糸の絵巻物が存在し献上されていることがわかる。 犬頭糸絵〉入見参、此絵有:「子細」、不」出:「軒外」、雖、然依」召進之」と 四三四)三月二十四日記事に「宝蔵絵三巻〈粉河観音絵・書写上人絵・ さらに約一○一年後、貞成親王の日記である『看聞御記』永享六年(一 数が激減していることが知られる。約一六五年後の、犬頭糸の姿である。 ら一七○○両、碧海庄は三○○両進上することになっているので、納入 仁安三年(一一六八)七月六日条で碧海庄が立券されたとき、参河国か 外からも納められていたこと、薬玉の糸・七月七夕の糸も「参川国」の 犬頭糸が使用されていたことがわかる。本論で述べたように、『兵範記』 が併記されており(但し前者も近年納められていなかったが)碧海庄以 ていなかったが)、「三河国犬頭糸三四五両」と「碧海庄犬頭糸七七両」 の供神物や御服に参河国の絹が割り当てられていたこと(但し納められ で、いくつかの点で興味深い。一つは、南北朝時代に毎月朔日の内侍所 陵部所蔵文書)に犬頭糸がみえるが、特に二六一は内蔵寮に関するもの 二六一元弘三年(一三三三)五月二十四日「内蔵寮等目録」(宮内庁書 番号は市史の資料番号)『玉葉』文治二年(一一八六)七月十二日記事・ (25)書と同じ) 等を手がかりに、簡単に述べておきたい。二二一(以下、

国碧海地域の犬頭糸は忘れられていったのではあるまいか。 国碧海地域の犬頭糸は忘れられていたのであろうが、残念ながら現存していない。 正に絵とともに記されていたのであろうが、残念ながら現存していない。 正社『蔭涼軒日録』寛正四年(一四六三)十二月三十日条によると、 三一七『蔭涼軒日録』寛正四年(一四六三)十二月三十日条によると、 三一七『蔭涼軒日録』寛正四年(一四六三)十二月三十日条によると、 三十七『蔭涼軒日録』寛正四年(一四六三)十二月三十日条によると、 三十七『蔭涼軒日録』寛正四年(一四六三)十二月三十日条によると、 三十七『蔭涼軒日録』寛正四年(一四六三)十二月三十日条によるさいない。 大頭糸とは出てこないが、管見の限りでは、これが碧海から絹(糸)の 中央に献上された最後の記事であろう。室町時代後半から戦国時代にか 中央に献上された最後の記事であろう。室町時代後半から戦国時代にか 中央に献上された最後の記事であろう。室町時代後半から戦国時代にか 中央に献上された最後の記事であろうが、残念ながら現存していない。

- (紀) 註(46)と同じ。
- (63) 古尾谷註(45)論文。
- (64) 註(61)参照。
- おきたい。 七五○文」の「七五○文」が脱落したものであるので、ここに訂正して(66)註(55)書、六三頁の解説四行目に「一四七貫」とあるのは「一四七貫
- された(担当は近藤毅大氏)。(66)『愛知県史 資料編6 古代1』(愛知県、一九九九年)二一二号に採録

- 「68)この点『安城市史』(註(1)書と同じ)に「この一九国の中に三河が入ったいないことは、譴責された国と比較して三河国の絹が以前の質をなおていないことは、譴責された国と比較して三河国の絹が以前の質をなお でいないことは、譴責された国と比較して三河国の絹が以前の質をなお (8) この点『安城市史』(註(1)書と同じ)に「この一九国の中に三河が入っ
- (m)桑の単著としては、鋳方貞亮『日本古代桑作史』(大八洲出版株式会社
- 一九四八年)がある。
- 〔刊〕一アールあたり二○本という数字は、近年の高刈り式の仕立て法では、 すれば、四.四アールの桑園での収繭量は約七.四キログラム、生糸に り、生糸に換算すれば五.二六キログラム前後になる。奈良時代の技術 七キログラムであるから、四.四アールでは約一四.八キログラムにな 株間四尺の割りで栽植したとすれば約○・四四反すなわち約四・ て今後の参考に供したい。 くらい妥当であるのか判断材料を持ち合わせていないため、ここに記し 九反分である」(八○頁)と算出している。本論で述べた数値が、どれ して二.六三キログラムということになる。それは着尺地にして約五 ル分となる。今の標準でいえば、一〇アール当たり収繭量が春期三三: がいることになる。また、布目註(4)書は「桑二○○本を当時における た。仮に五○本とすれば、一アールあたり五本となり、もっと広い面積 Ī 水準がどの程度のものであったかは不明であるが、仮りに現代の半分と 一戸当たり平均本数とすれば、仮りに中刈無挙式仕立てにして畦間六尺、 一○アールあたりせいぜい五○~二○○本範囲である(伊藤智夫『絹 〈法政大学出版局、一九九二年〉九一頁〉という本数の最大値をとっ 四アー

と都城』所収、東京大学出版会、一九九〇年。初出一九六八年〉二〇八されたのではないか(狩野久「律令制収奪と人民」〈『日本古代の国家(ឱ)調庸布について地域豪族層ないし富豪層の私経営の中でより多く生産

附記

頁)という推定も、考慮する必要があろう。

へ。 本稿は、平成十六年二月十四日の安城市歴博講座「古代参河国と絹・犬頭糸」 本稿は、平成十六年二月十四日の安城市歴博講座「古代参河国と絹・犬頭糸」 の講演を論文化したものである。その後、祭祀史料研究会及び名古屋古代史研究の講演を論文化したものである。その後、祭祀史料研究会及び名古屋古代史研究の講演を論文化したものである。その後、祭祀史料研究会及び名古屋古代史研究の講演を論文化したものである。その後、祭祀史料研究会及び名古屋古代史研究の講演を論文化した。

— 32 —